

総 務 委 員 会

日 時：平成17年12月5日（月）

総 務 委 員 会 会 議 録			
平成 1 7 年 1 2 月 5 日		開 会	午前 9 時 3 0 分
		閉 会	午後 3 時 3 3 分
出席者	委員	友 成 洋 一 阿 部 善 博 △ 菅 野 通 子 ○ 沼 倉 孝 太 大 上 和 夫 山 崎 順 二 佐 藤 賢 司 山 岸 一 雄 今 井 満	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		加山助役 大貫企画部長 田所広域行政担当部長 榎田渉外担当部長 成瀬企画部参事 内田同部参事 馬場総務部長 山中財務部長 関口同部専任参事 八木秘書課長 柿沢同課課長代理 高橋企画政策課長 片野広域行政推進課長 渋谷土地利用調整課長 白井広聴広報課長 村上情報システム課長 江成文化国際課長 木村男女共同参画課長 今田総務課長 北澤情報公開室長 松本同室主幹 野村行政システム課長 隠田同課主幹 石川職員課長 小俣同課主幹 田所職員厚生課長 石川同課主幹 萩原財務課長 河野同課主幹 根岸同課主幹 新妻管財課長 佐藤同課主幹 高木契約課長 赤間納税課長 新井市民税課長 内田資産税課長 甘利こども施設課長 佐藤会計課長 佐藤生涯学習課長 安本スポーツ課長 石井選挙管理委員会事務局長 柳川同局次長 山崎農業委員会事務局次長	
事務局職員		白井議会事務局長 近藤議事調査課長 松浦同課議事班主査 小山同課調査班主査 井上庶務課長	

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 1 0 7 号	相模原市表彰条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 0 8 号	相模原市行政手続条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 0 9 号	相模原市情報公開条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 1 0 号	相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 1 1 号	相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 1 2 号	相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 1 3 号	相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 1 4 号	相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 1 7 号	相模原市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 0 号	相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 2 号	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 4 号	相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 5 号	相模原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 6 号	相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 1 6 号	相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 1 1 8 号	相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 1 号	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 3 号	相模原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 7 号	相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 8 号	相模原市職員公務災害等見舞金条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 2 9 号	相模原市・津久井町・相模湖町合併特例交付金基金条例について
	議案第 1 3 0 号	津久井町及び相模湖町の編入に伴う相模原市市税条例の適用の経過措置及び特例に関する条例について
	議案第 1 3 1 号	相模原市市有財産条例の一部を改正する条例について
	議案第 2 1 4 号	相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 2 1 6 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 1 7 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 1 8 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 1 9 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 2 0 号	指定管理者の指定について
	議案第 2 5 2 号	平成 1 7 年度相模原市一般会計補正予算（第 5 号・所管部分）
	議案第 2 5 5 号	平成 1 7 年度相模原市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

会議に付した事件	
傍聴者	あり
署名	委員長

午前 9 時 3 0 分 開会

○沼倉委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は 9 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

日程に入る前に申し上げる。発言する際は、マイクのスイッチを入れ、
できる限りマイクに近づいて発言するようお願いする。

—————◇○◇—————

議案第 1 0 7 号 相模原市表彰条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 1 0 7 号相模原市表彰条例の一部を改正する条例
についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○加山助役 議案第 1 0 7 号相模原市表彰条例の一部を改正する条例
については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 1 0 7 号相模原市表彰条例の一部を改正する条例については、可
決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 0 7 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第 1 0 8 号 相模原市行政手続条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 1 0 8 号相模原市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第 1 0 8 号相模原市行政手続条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 1 0 8 号相模原市行政手続条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 0 8 号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第 1 0 9 号 相模原市情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第 1 1 0 号 相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 1 0 9 号相模原市情報公開条例の一部を改正する条例について、議案第 1 1 0 号相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、以上 2 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第 1 0 9 号相模原市情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第 1 1 0 号相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○菅野委員 1 0 9 号の方だが、津久井と相模湖と相模原の違いはどこにあるのか。

○北澤情報公開室長 情報公開条例に関しては、相模湖、津久井との間にそれほどの差はないが、請求者に関して、津久井町は何人もと規定されている。また、個人情報保護条例に関しては、今年度、国の方で個人情報保護法施行に伴って、相模原市においても条例改正をしたが、2 町に関しては、条例改正を行っていないので、かなり古い形で規定がされている状態である。

○菅野委員 そのことについて、古い、個人情報の方は、国の改正にあわせて、見直しをするというか、ここで相模原と同じ状態にするというのはわかるが、1 0 9 号の方は、どういう調整になったのか。

○北澤情報公開室長 今回の合併に際して、情報公開に関する事務については、合併時に相模原市の制度に統合するということを調整方針とした。情報公開条例は平成 1 3 年度に改正しており、その際にもかなり議論してもらったが、市民のための条例ということを前提に、一義的には、直接、本市の行政にかかわりを有する者を請求権者とするという考え方を今回も踏襲させてもらった。具体的には、市内在住の方、市内の事業所に勤務する方、市内に土地を持っている方など、市政にかかわりを有するのほか、公開の理由を明示する方は、どなたでも公開請求ができるようになっている。

○菅野委員 私どもは、この条例が議論されたときも、その部分については、何人ものという、だれでもという、広くということを主張しながら、審議してきた。そういう意味では、こういう一緒になってというときに、その辺が、もう少し十分議論されればよかったのではないかと考えている。

今後の中で、ぜひ、そういう部分については検討してほしいということを要望しておく。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第１０９号相模原市情報公開条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第１０９号は可決すべきものであると決した。

議案第１１０号相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第１１０号は可決すべきものであると決した。



議案第１１１号 相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第１１２号 相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第１１１号相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第１１２号相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について、以上２件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第１１１号相模原市職員定数条例の一部を改正

する条例及び議案第 1 1 2 号相模原市行政組織条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 まず、1 1 1 号で伺うが、今回、この議会に合併関連の議案が幾つか出ているが、この議案が仮に議会で否決された場合はどういうふうになるか。特に、2 町の職員の身分はどうなるか。

○野村行政システム課長 現在、本市の定数は 3, 9 4 5、1 7 年 4 月 1 日に改正した定数である。今回の議案は、この数に、2 町の定数、広域行政組合の 3 つの定数の和として足したものを 3 月 2 0 日の合併時点の定数としたいという内容で提案している。当然、今お尋ねがあったように、この定数条例が否決されると、3, 9 4 5 という定数のまま、これが生きているという状況なので、定数を超えるという意味で、2 町、広域行政組合の職員の方々が本市の職員となることが事実上できないという状況が生ずることになる。

○友成委員 前段は解説だから、最後のところだけですね。私は、議案に重い、軽いはないと思う。だけど、この議案だけは、今の課長の答弁のように、否決されたら困るわけだろう。ほかの議案だと、3 月 2 0 日をもって自然消滅して、相模原市の条例で適用すれば済む話ですね。この条例だけは、私は、今回提出された中で、重い、軽いはないが、一番重いのと思っている。それを一課長が答えていいのかどうか。助役、部長、それはどうか。この条例は、物すごく重いわけだろう。3 月 2 0 日以降、職員の身分がかかっているわけだろう。それを一課長で答えていいものか。もう一度お答え願いたい。

○馬場総務部長 今の質問だが、提案した側としては、るる説明はして、ぜひ、この提案の案件の内容で議決してもらいたいという気持ちで提案している。先ほど課長から答弁したが、課長も私も同じ気持ちで提案しているということで理解を賜りたい。

○友成委員 答弁する理事者側の姿勢の問題を言いたかった。最前列に並んでいる人は、これからずっといろいろ質問したときに、これは自分でないとだめだというときは、積極的に答弁してほしい。

あと何点か伺うが、相模原市の場合は、定数条例の改正を17年4月1日にやっている。2町は、それぞれ、今の定数条例をいつ決めているか。

○野村行政システム課長 津久井町においては、平成16年4月1日が直近の改正日である。ちなみに、13人の定数の減を行ったものである。相模湖町だが、平成15年4月1日が直近の改正日である。こちらについては、数の見直しでなく、条例に表記している組織上の区分の見直しをしているということである。

○友成委員 この議案を見ても、実質のところ、結局、定数に対して欠員が相当出ているわけである。とすれば、2町も17年4月1日に欠員をほとんどなくすように条例改正してくれればよかったと思うが、それは2町のことだから、とやかく言わない。

3月20日、4月1日で、実際、本市の職員定数でやっていくが、相模原市の場合、原則的な職員の異動のルールはあるか。

○石川職員課長 職員の人事異動については、一般的に3年ないしは4年を一つの目安として行っている。

○友成委員 私個人的には、強制ではなく、希望、納得、理解、承諾というのが職員の異動の原則であるべきではないかと思うが、職員の希望とかはどうなのか。

○石川職員課長 本市の場合、全職員に対して、毎年、意向調査等を実施しており、基本的には、職員の意向を最大限酌みとるという姿勢は持っている。ただ、人事異動なので、100%ということはちょっと無理な状況である。

○友成委員 私は個人的には、希望と納得、理解と承諾というのが人事異動の原則だろうと思っているので、職員の希望を聞いているということなので、わかった。

次に、18年4月に採用する人、相模原市で試験をやっている。津久井町、相模湖町も試験を行っているのかどうか。18年度の新採用はどういうことになるのか。

○石川職員課長 2町においては3月19日で法人格を失うので、来年度の採用を見据えた採用試験は実施していない。

○友成委員 ということは、相模原市の職員の採用試験のみの新採というふうに理解していいか。

○石川職員課長 そのとおりである。

○友成委員 来年度の試験、１９年度採用とか１８年途中採用があるかと思うが、藤野とはどういう話し合いをしているか。津久井町と相模湖町と同様に、１８年度は採用試験はなしという話でいっているのか。

○石川職員課長 現在のところ、まだ、藤野と具体的なところまではいっていないが、基本的な姿勢としては、本年度と同じように、相模原市で採用試験をし、新相模原市の職員として受け入れる方向で調整していきたいと考えている。

○友成委員 ちょっと戻るが、今の答弁で、１８年度採用の人は津久井も相模湖も採用試験をやっていないわけで、相模原市でやっている。そうすると、１８年度の試験、１９年度採用も、もちろん、新相模原市という法人格を与えられるわけだから、相模原市で試験を受けるが、津久井とか相模湖の枠がなくなったわけである。全部、相模原市で試験をやる。２町の居住者の人の採用で何か配慮があるのかどうか聞きたい。

○石川職員課長 従前もそうだが、相模原市の職員として採用する場合に、相模原市のある場所で採用試験をやる。どこかの地域を優先するとか、そういうことは一切ない。全く平等で、他市の方も同じような条件で採用試験をやっているので、同じ形になると思う。

○友成委員 これ以上言わない。

では、１１２号に移る。一つは、広聴広報課の広聴部門を市民部に移すということだが、これは平成１１年に市民部だったものを広聴広報につけて企画部にして、また今度、市民部に広聴部門を戻すということだが、この間に何か支障があったのか。市民部に広聴部分だけに移す理由は何か。

○野村行政システム課長 市民の声を政策へ反映しようという意図で、平成１１年度に広聴機能を市民部から企画部へ持ってきた経緯がある。それを今回改める基本的な考え方だが、ここで定めた都市経営ビジョンの中のアクションプログラムの中にも、市民の相談、要望、苦情、こういったものを一元化して扱うカスタマーセンターの機能を設けていくというプロ

グラムが掲げてある。それに沿って、その機能を庁内的な議論をした中で、市民部の市民相談課の相談機能と一体化して、カスタマーセンター機能を位置づけようという結論から、今回の改正に至ったわけである。

○友成委員 わかったが、そういう理由であれば、広聴という名称がいいのかどうか。私も、どういう名称がいいかというのはすぐ頭に浮かばないが、広聴というのは、聞いてあげるという受けである。今の苦情とか相談に乗っていくというのは、出て行って、市民の皆さん方の声を聞こうと。全国的な役所の中の組織で広聴というのはよく聞くと、私は役所の姿勢が問われるような名称みたいな気がしてならないが、その辺のところはどうか。

○野村行政システム課長 今回、この改正に伴って、組織の名称だが、現在の市民相談室を市民相談課に、対外的には、課で対応していきたいと考えている。あわせて言うと、この課の中で、来年の10月ごろを目標としているコールセンターを所掌していくことをあわせて考えている。

○友成委員 では、もう1点。さきの総括質疑の中で、教育委員会の組織の話が市政クラブの方からあって、答弁があった。18年度に教育委員会の組織を変えるということになると、市長部局も変えるのかなという気がするが、聞けば答えるのでは困るので、18年度に、この議案に出ているようなものではなくて、違う組織変更というのは、考えているか。

○野村行政システム課長 18年4月1日の組織改正については、今回の合併等を踏まえ、極力、必要最小限のものにとどめたところだが、翌年の19年度4月1日の組織改正については、全庁的な組織の再編、特に庁内分権を速やかに担えるような組織の再編を考えており、現在、その準備を始めたところである。

○友成委員 教育委員会のみ、なぜ18年度に大きな組織変更をするのか。

○野村行政システム課長 昨年度から、教育委員会の組織改編については、委員会の中での検討会議をかなり重ねてきたと承知している。その中で、今回18年4月1日で改正を提案している事項については、基本的に、まず、組織名の改称がある。機能的な部分については、総合学習セン

ターの機能を現在の管理部等に移す部分が主たる機能で、先ほど話した19年度の庁内分権に差し支えのあるような改正ではないと判断した中で、今回、提案したわけである。

○友成委員 教育委員会の組織変更は、私も前からずっと追いかけて言ってきたことだから、よく知っていて、評価している。だけど、課長は、市長部局の大きな組織変更は19年度からやろうという答弁だ。私はことしの9月の決算の委員会でも、組織のことについて、次長制がどうの、担当部長制がどうの、やはり、わかりやすく組織した方がいいだろうと言ったわけである。あのとき言わなかったが、今の財務部がいいのか、前あったような税務部も復活させるのか、財政部に名称を変更するのか、そういった大きい組織というものを考えていかなければいけないだろう。だから、そういう点について、1年間かけてやるということだからわかるが、19年度のときには、私が9月に言ったようなことも踏まえて、新しい相模原市の組織体制をつくる考えなのかどうか、それだけ確認しておく。

○野村行政システム課長 9月のときに、いろいろな意見、指摘をもらった。その際、私どもの答弁として、機能と、それから、わかりやすさも含めて検討するという答弁をした。このことについては、庁内的な分権の進展に合わせた組織づくりという中で、それぞれの職の機能をあわせて考えていきたいと思っている。

○阿部委員 議案第111号の職員定数条例について伺う。本市では定数管理ということで、職員1人当たりの市民数を一つの指標として、平成12年から取り組んできたということは承知しているが、今回、津久井町、相模湖町の職員の方が一緒になるということで、この数字もまた変わってくるという話が総括の方でもあったが、これはさがみはら都市経営ビジョンの中の給与条例に基づく行政職給料表1で、一般行政職に区分される職員の級別人数の割合というのが出ている。この当時の資料で、課長補佐級と係長級の合計が、職員のうち約半分を占めているという数字だけ出ていて、これがどうだということまでは踏み込んでいないが、当然、津久井の方から来て、この辺の割合もまた変わってくると思うが、その辺の現状、それから、それに対して、どういうふうに取り組んでいかなければい

けないかという認識を伺う。

○石川職員課長 本市の職員構成を見ると、係長級あるいは副主幹級が大きい割合を占めている。これは日本全体の人の流れ、雇用の流れとも多少一致し、かなり団塊の世代——市の場合だと、一般的な日本の団塊の世代よりも若干おくれて、団塊の世代というものを抱えている。その方たちが、この職位のあたりに多くいるという形で、職員構成は、多少いびつなところがあると思う。今回、合併に伴って、2町、それから、広域行政組合から約560名が本市の職員となる。今現在、その職位の張りつけを町の職員と共同作業でやっているの、現時点で、どういうふうになるかということは答えられないが、概要で言うと3,800に560が加わるということなので、この構成は大きくは変わらないものと理解している。

○阿部委員 せっかくこれまで定数を削減して、効率のよい市役所を目指してきたということなので、例えば、パートの職員や正規職員の皆さんにかかる経費とか、総合的に、コストの総額も踏まえて、全体として、市役所がどうなっていくかというところをいろいろな切り口から見ていかなければいけないと思うが、例えばパートの人とか含めて、逆に、市民1人が職員の皆さんにどれだけかかっているというものは把握しているのか伺う。

○野村行政システム課長 職員1人、市民1人、金額的などういう状況なのかという切り口の数字は、今ちょっと手元にないが、今まで本市の定数等をはかる尺度として、職員1人当たりの市民数といったものを使ってきた。これは、平成15年までに職員1人当たり市民数は150にしようという目標があって、それはクリアして、本年の4月1日では約158人ぐらいの数字にまでなったところである。こういった指標を使って言うと、来年の4月1日の時点では、職員1人当たりの市民数は、約149人という数になる。これは、今回、広域行政組合等の職員をすべて本市の職員とするので、今までと同様な単純な比較はできないが、一時的に150人をまた下回るような数字になる。職員定数の抑制という観点では、非常勤職員の活用というのも最大限図る中で、こういう数字をつくっているわけである。

○阿部委員 津久井の方を含めて、職員 1 人当たりの市民数 1 4 9 人という数字は立派な数字だと思う。ただ、どうしても組織の割合の形とか、組織は生き物だから、そういうのに合わせた形で、一番効率的な運営をしているのだと思うが、そういう中で、市民の皆さんから見てしまうと、どうしても、ピラミッド型の組織の中であって、逆ピラミッドではないが、組織のあり方というところで、いろいろな見方をしてしまうと、どうしても、本当にこれで効率よくやるにはどういうふうにやっているのかなと、普通に思ってしまうと思う。この都市経営ビジョンの資料を見ただけでも、係長以上が 7 5 %ということで、組織としてのあり方ということはどういうところまで踏み込んでいかなければいけないかということ積極的に示してもらわなければいけないと思う。職員 1 人当たり 1 5 0 人という目標を達成して、また、これを指標にして継続してやってきたということは素晴らしいことだと思うが、これからは、もうちょっとその切り口もいろいろ含めながら、総合的に判断していかなければいけないのではないかなと思うので、その辺を要望する。

続いて、議案第 1 1 2 号、行政組織条例の一部を改正する条例について伺う。津久井町、相模湖町の方に総合事務所が設置されると思うが、当然、旧来の津久井町、相模湖町の職員の方はそちらで働く方がほとんどだと思うが、当然、相模原の方からも、そちらの方に異動して、相模原の今までの仕事のやり方というか、業務を引き継ぎとか、指導するような方もいると思うが、その辺の職員の役割分担とか進め方をどう考えているのか伺う。

○石川職員課長 こちらから今の現町に行く職員は大きく分けると二種類ある。一つは、中核市事務等を中心に、現在、町で行っていない業務については、どうしても指導的立場になってしまうと思う。ただ、そのときも、今、町と調整しているが、相模原市の職員が全部やるのではなくて、町の職員も一緒に加わってもらって資質の向上を図ることが 1 点ある。それから、相互、相模原エリアと津久井エリアのいろいろな行政運営の仕方も違うところがあるので、職員の交流、異動を行って、それぞれの行政の運営の仕方あるいは風土とか、歴史とか、大きく言うと文化ぐらいまで身をもって学ぶような形での交流は一定数はやりたいと思っている。どちら

にしても、今の行政水準、住民サービスの水準を落とさない範囲内で行っていきたいと考えている。

○阿部委員 今の答弁を受けてのイメージだが、今回、これだけの経過措置とか条例の議案で出てきて、津久井総合事務所、相模湖町の総合事務所の皆さんは、これまでの業務に加えて、相模原から新しいパソコンのシステムやいろいろな仕事が増えて、覚えなければいけない。今までの事務は継続してやらなければいけない。経過措置ということで、これからどうなっていくかというところも頭をひねらなければいけないということで、そこは当然、一緒にやっていく相模原から行く職員の方も、相当、仕事量とかはふえるのではないかと思うが、その辺の懸念とかはどのように把握しているのか。

○石川職員課長 従前の業務に加えて、新しい業務が付加されるということは、おっしゃるとおりだと思う。そのために、相互の職員がそれぞれ補完するような組織運営と人的配置を今町の人事担当と議論しているところである。

○阿部委員 当然、今までの水準を落とさないということが基本にあるという話だったので、わかった。そのところは、難しい仕事だと思うが、今後に関しては、職員の交流がこれからすごい相乗効果を生んで、相模湖町、津久井町、相模原のいいところ、それぞれ職員の皆さんからも吸い上げられるようないいものだと思うので、その辺は積極的に交流できるような異動をしてもらって、相乗効果を生んでももらいたいと要望する。

それから、組織改編に関してだが、新しく情報政策機能の充実ということで情報政策担当官を置くということで、11月7日から22日にかけて、情報政策担当の任期付職員の募集が行われていたと思うが、この辺の経緯を伺う。

○石川職員課長 今回の定数の査定というか、定数整理の中で、任期付で情報政策担当を置くことが庁内で決定した。それを受けて、広報さがみはらあるいは市のホームページ等で周知して、11月7日から11月22日まで募集を行った結果だが、応募者が8名あった。全員男性である。現在までの状況だが、第一次選考として主に論文等による書類審査を行っ

て、現時点では4名が合格している。今後、二次選考として個別面接等を行って1名の方を選考していきたい。既に働いている方もいるので、としじゅうに合否の決定というスケジュールで進めている。

○阿部委員 任期付ということなので、当然、必要とする技術とか知識、経歴とかに、応募資格ということで、プロジェクトマネジャーの資格を持っていたり、IT戦略に関する高度な専門的知識を有していることとか、市の情報化を推進できる者という条件が入っているが、その辺で、相模原市として求めているものがどの点にあるのか。

○村上情報システム課長 情報化の推進そのものについては、今年度、情報化推進基本計画を策定して、その基本理念を示したところである。これに基づいて、個別の施策については順次動き出していると考えているが、今の段階では、将来あるべき電子自治体の姿を見据えて、包括的に施策を推進するというレベルには、まだ至っておらず、これを実現するためには、技術的な知識、経験をベースにして、総合的調整機能を持つ部門が必要であると考えている。それに伴って、その部門を引っ張る強力なリーダーシップを持つ人が必要であると考えた中で、情報政策担当の公募ということになったものである。こうしたことを踏まえて、応募資格として、プロジェクトマネジャー資格や、それに相当する専門知識、マネジメント業務の経験、あと、行政の業務に関しても、ある程度知識を持っている方ということで、応募資格にさせてもらったということである。

○阿部委員 応募資格で、昭和25年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者という要件だと40歳以上ということの縛りが入っている。IT業界では軒並み、メディアでいろいろな社長が出てくると思うが、20代で起業して30代で財をなしている人とか、技術的に最近の技術を使ったものが多いものだから、どうしても40代以降だと、一つ前の技術、そこでマネジメント能力とかを養った人が多いように私としては感じてしまう。30代まで幅を広げておいた方が、より多くの優秀な人を選考することができたのではないかと思うが、この点いかがか。

○石川職員課長 報道で見ると、確かにIT分野は私どもも、若い方がいっぱい出てきているということは承知している。ただ、今回、私ども

が求めているのは、ＩＴ技術、知識だけではなくて、庁内の各部局との調整とか、そこへの指導あるいは情報関連のいろいろな施策の実施に当たってのいろいろなアドバイスもお願いしたいと考えているので、基本的には、市でいうところの管理職以上を想定しているので４０歳となったものである。

○阿部委員 私も３０代なものだから、そういうところで、これから、やはり組織自体も、今の組織にのっとして募集したということなので、よく理解できた。これから、情報の部分だけではなくて、若い人が積極的に組織の中に入っていきような時代になるし、この制度は、ＣＩＯ補佐的な意味合いもここに持たされているのではないかというふうに感じているので、期待している。

今、ちょっとＣＩＯの話をしたが、あるメールマガジンでは、相模原市でＣＩＯ補佐を募集しておりますので、皆さん、どうぞ応募してくださいという形で投げかけてくれているところもあった。当然、情報政策担当の位置づけ、そういうふうなもので、将来、ＣＩＯ的なものも入ってくるかと思うが、ＣＩＯ制度の導入に関しては今どんな位置づけになっているのか、最後に伺う。

○村上情報システム課長 今回募集した情報政策担当を含めて、情報政策担当そのものは、将来あるべき電子自治体の姿を見据えて施策を推進するというのが目的なので、まず、検討としては、専門的に検討する部門を設置することからスタートしており、その部門を技術的に統括するために専門的な知識が必要だということで、公募という形態に至った。推進体制については、今後、ＣＩＯとかＣＩＯ補佐という形になるのかどうかということも含めて、公募の職員の状況を見据えた上で、詳細の検討を進めていきたいと考えている。

○阿部委員 情報政策担当には物すごく期待しているので、そのような気持ちを受けとめて、この制度を進めてほしいと思う。

○大上委員 職員定数の関係と行政組織の関係含めて聞きたいと思う。総括でもいろいろ出ているが、３月２０日で４，５６９人、４月１日で４，４７０人という形で、市のアクションプランの中には、平成２２年まで、

3年ごとの定数管理計画で、毎年1%ずつの職員削減ということがあるが、再度、この取り組みについて、もう少し詳しい話があったら聞く。また、現在の任用形態別の雇用の状況について聞きたいと思う。

○野村行政システム課長 平成18年度までの職員定数は、職員の定数管理計画ができていたので、それに沿って進めてきたところで、都市経営ビジョンの中で、平成19年度以降、年1%ずつの削減というものを掲げている。今後の定数の管理計画策定に当たっては、この都市経営ビジョンで掲げている年1%の削減を一つの基本的な指標として、計画的な数字をつくっていきたいと考えている。その中では、見直す要素としては、当然、今進めている指定管理者を含めた民間的な活力の導入とか、非常勤職員の効率的な運用、こういったものを見直す中で、定数の削減、抑制に向かった計画を、平成18年度の早期の段階で策定したいと考えている。

正規の職員以外での雇用の形態については、日々の職務にかかわっている代表的な職としては、非常勤の一般職がある。これは、原則1日5時間半の勤務で職員の数については、16年度の決算ベースで延べ年間約22万9,000人という数である。あわせて、臨時的任用職員、これは正規の職員と勤務時間等が同様のもので、育児休業等へ対応している職員だが、延べで約2万5,000人雇用したという状況である。

○大上委員 あと、再任用とか、非常勤特別職という形の方もいるかと思うが、この辺の数字は出ているか。

○野村行政システム課長 再任用の職員については、16年度決算ベースでは30人である。この数については、団塊の世代の方たちの退職に伴い、かなり再任用職員という部分では、職域、広がらざるを得ないと考えている。それから、非常勤の特別職については、審議会等の委員も非常勤の特別職に当たるし、児童厚生施設等に専門的な職ということで任用されている特別職、非常に多種多様だが、人数として、約7,000人ぐらいを年間、任用している状況である。

○大上委員 再任用、また、非常勤一般職、臨時的任用職員という数が大変多いが、この数を一般の正規職員の数に当てはめた場合には何人分ぐらいに相当するのか。

○野村行政システム課長 先ほど数字を言った非常勤の一般職 2 万 9, 0 0 0、臨時的任用職員、年間約 2 万 5, 0 0 0、この二つの部分を正規の職員、1 日 7. 7 5 時間勤務といった形に単純に振りかえた場合だが、約 7 7 0 人分の労働時間に相当するというふうに試算している。

○大上委員 非常勤と臨時的、両方合わせてということか。

○野村行政システム課長 はい。

○大上委員 わかった。いろいろな形の雇用形態がいっぱいあるので、実際の正規職員に当てはめた場合にどのくらいになるのかというのは、市民も大変関心のあるところだと思うが、こういう形で、雇用形態について、臨時的ということで、雇用として不安定な部分ということで論議もあろうかと思うが、市の方で、こういう大変厳しい時代に雇用を創出しているという部分も、逆に言えばあるのかなという思いがある。現在、国においても、職員の實力主義ということが言われている中で、窓口業務、戸籍住民課とか、国保とか、そういう簡易な仕事について、非常勤雇用ということも市の行革の中でも検討しているようだが、市民サービスの向上を図る中で、最小の経費で最大の効果を上げるように、しっかり取り組んでほしいことを要望して終わる。

○菅野委員 今回の議案は合併に伴う議案ということなので、私どもも、合併の議論をしているときには、拙速な合併はやめるべきではないかと、いろいろな形で意見も出してきた。しかし、合併関連の議案に対して、賛成しても、反対しても、どちらにもいろいろな議論があるところだが、いろいろな意見があったとしても、決まったからには、よりよい合併をすべきではないかという思いもあって、今までの議案に対しても、賛成したりするという状況の中で、私どもは態度を議論してきたところでもある。

そういう状況の中で、先ほどもほかの委員から出されていたが、私も大変重要な条例だというように認識しているが、これは合併する、しないはともかくとしても、定数の決め方というのは、何を基準に定数ということを決めているのかというのがいつも疑問に思うところだが、その辺の基本的な考え方を、まず最初に伺いたいと思う。

○野村行政システム課長 一番根本にある考えは、自治法等での最小

の経費で最大の効果をということ。それから、本市の総合計画の中でも、簡素で効果的な行財政運営、地方分権の推進に努めていくといった考え方。基本的な考え方は、こういったものに即していくというふうに考えている。

一方で、毎年毎年の定数査定の考え方については、経常的な業務、その状況、場合によっては拡大、縮小、いろいろあるが、事務事業のボリューム、職員にかかっている負荷も考えながら、それぞれの部、課で、職務の状況に応じた人員の配置を念頭に数字をつくっている。

現在は、公務員を取り巻く環境、見方というのが非常に厳しい中で、国の方からも新たな行革の指針が出されて、明確に、定数の削減、しかも、目標を持ってやる、しかも、極力それを公表して、後退しない形でやるべきだという強い指導的な部分もある。そうした中では、民間開放の推進、民活、こういったものを精いっぱい効果的に使うことも含める中で、年度年度の定数の抑制に当たっているというのが現状である。

○菅野委員 この委員会の中でこういう議論をしていくということについては、私も非常にむなしいものを感じる時がある。

話は全然違うが、私は病気をして北里の東病院にずっと通っているが、先日、北里の東病院の先生から、きょう、ちょっと持ってこなかったが、そこで出しているお医者さんの嘆きというか、今、医療ミスだの、いろいろなことの中で、マスコミのお医者さんに対する眼鏡が曇らされてしまって、本当にまじめにやっているお医者さんと、それから、ちょっとでもミスしたら、もう、そのことがすべて犯罪だみたいな形で取り扱われるということについて、とても耐えられないという一文があるものがある。私、やはり今、公務員に対して、話もあったように、大変、官から民へということで、国民の目も、そういう形で見ているという部分というのは、物すごくあると思う。

一方で、今話があったように、ＩＴだの何だのということで、そういう方向が物すごく進んでいる。ただ、私なんかは年も年だから、なかなか、そういうものについていけない部分もある。何を言いたいかというと、相模湖と津久井の職員が一緒になって、相模原市としてこれから運営していくわけだが、やはり、相模湖は相模湖の町なりの、それから、津久井は津

久井の町なりの、いわば職員の窓口と、それから、職員とのいろいろな触れ合いの中でつくられてきた町なのだろうと。それを一気にここでもって、相模原市に吸収して合併するからといって、相模湖に住んでいる人も相模原市相模湖町なのかもしれないが、人の気持ちがそういうふうになるわけではない。そういう意味では今、要するに、わずかに津久井や相模湖に置かれる窓口というか、そういうところについては、やはり、特に配慮をした、そういうまちづくりということも、職員の配置については考えていかななくてはならないだろうということを私は強く思うわけである。だから、単純にガラガラポンするのではなくて、先ほども一貫して、もちろん、職員の一人一人の希望だとか、そういうものもあると思うが、とりわけ、その部分というのは、やはり、大切にしなければいけない。もちろん、若い人も、どんどんその中で勉強していかななくてはならないと思うが、今、果たしている、役割を持っている中堅のところが、そういう窓口のところに出て、やはり、市民の方との対応というのはとても大切だということを、ぜひ、こういう状況の中でも、しっかりと守ってほしいということを私は要望しておく。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第１１１号相模原市職員定数条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第１１１号は可決すべきものであると決した。

議案第１１２号相模原市行政組織条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 1 2 号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前 1 0 時 3 9 分 休憩

午前 1 0 時 5 5 分 開議

○沼倉委員長 再開する。

◇○○◇

議案第 1 1 3 号 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 1 4 号 相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 1 7 号 相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 0 号 相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 2 号 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 4 号 相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 5 号 相模原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 6 号 相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 1 1 3 号相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 1 1 4 号相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 1 1 7 号相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正す

る条例について、議案第１２０号相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１２２号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１２４号相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１２５号相模原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１２６号相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、以上８件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第１１３号相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第１１４号相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、議案第１１７号相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例、議案第１２０号相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例、議案第１２２号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第１２４号相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第１２５号相模原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例及び議案第１２６号相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 １２２号で伺う。この条例改正案は、年休の取り扱いについて、津久井町と相模湖町は歴年で１月１日から１２月３１日、本市の場合は年度で４月１日から翌年の３月３１日というので、それを相模原市に合わせる条例か。

○石川職員課長 そのような条例である。

○友成委員 条例案を見て、ちょっと私なりに理解できなかったのですが、確認で聞きたいが、町の職員が３月１９日までに仮に２０日間年休を取得した場合、４月１日以降、２町の職員は、年休はまた２０日間とれるというふうに理解していいのか。

○石川職員課長 時系列で説明すると、町の職員にすると、歴年で、17年分、ことしの12月31日までの分で繰り越しできるのが20日間あり、1月1日には一番多い方は20日繰り越しできて、かつ、20日、新規に付与される。少ない方は繰り越しがゼロで、新たに1月1日に20日付与される。だから、20日から40日間の間で1月1日がスタートする。その後、3月19日までに20日間全部使ってしまいゼロになってしまう職員がいる。その方は、4月1日には本市の年休が20日間付与される。ゼロにならないで40日持っている方もアップーではいる。その方は、4月1日で20日間だけ繰り越して、40日でスタートするというルールになっている。

○友成委員 もう一つの質問もそうだが、そのルールが、全職員、特に管理職は、統一的な見解を持っていないと困るわけなので、ぜひ、その点をお願いしたい。

もう一つ、これも仮の話だが、来年の3月20日、合併で法人格が与えられる日が月曜日である。そうすると、19日が日曜日である。仮に津久井2町が19日に式典等をやった場合に、休日振りかえはどうか。その前にも休日出勤をして振りかえがあるはずだが、3月20日以降になってしまった場合は、本市の職員として、前の町の職員の身分に対して、振りかえ休日はどうなるか。

○石川職員課長 週休日の振りかえについては、当日勤務日、土日等に勤務した場合の前4週、後8週の間に振りかえるというルールがある。3月19日は町における週休日なので、基本的には町において整理するよう調整を行っている。具体的には、法人格がある前4週の部分で割り振ることを基本に、調整をお願いしているところである。ただ、こういう忙しい時期でもあるし、仮にそれが困難な場合、町で割り振ることができないことも想定できる。その場合には、町における債務というか、残債として本市が引き継いで、新市において、週休日の割り振り、または時間外勤務手当の対応を行っていく必要があると考えている。

○友成委員 時間外勤務手当は給与のところでやるが、要は、原則3月19日までに前もってとっておいてほしいと。だけど、3月20日以降、

どうしても場合は、本市としては、振りかえ休日を与えるということか。

○石川職員課長 趣旨はそうである。

○友成委員 そうすると、先ほどと同じように、全職場の管理職が同じ見解を持っていないと、向こうの職員に対して、振りかえ休日はないということにならないようルール化して統一見解として示してほしいと思うが、それはできるか。

○石川職員課長 職員にとって不公平感が出てはいけないということ強く感じているので、いずれかの時期に、相模原市の管理職あるいは町の現在の管理職に対して、通知等を行っていきたいと考えている。

○菅野委員 114号だが、これは職員のサービスの宣誓に関する条例を、相模湖と津久井の町の職員も、同じこととして、それぞれの町でやったことを相模原市の職員としてみなしていくというものなのだと思うが、職員はこれはどういうふうに行っているのか。

○石川職員課長 サービスの宣誓については、地方公務員法の中で、職員になる者は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないという規定があって、この条例が設けられている。今話があった具体的にはどうしているのかということだが、毎年、新規採用職員が市に入ってくるが、その方たちが、まず、宣誓書に署名をする。それで、代表者が辞令交付式において、サービスの宣誓を行っているという状況である。

○菅野委員 では、その宣誓書を読んでもらえるか。

○石川職員課長 それでは、朗読する。

宣誓書。私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

以上の文章である。

○菅野委員 これは今答えにあったように、何人か職員の採用のときに、その代表者が読むのか。

○石川職員課長 読むのは代表だけである。ただ、全員がこれに署名をして、代表が宣誓するときには、任命権者に対して、整列して、一緒に

心の中で読み上げるというか、そういう趣旨である。

○菅野委員 そのときに署名をするのか。

○石川職員課長 通常、４月１日採用ということになると、４月１日に初めてこちらに来るので、辞令交付式の前に署名をし、それを持って辞令交付式に臨むという形である。

○菅野委員 そうすると、辞令交付式のときに、その書類を代表が読み上げて、心できちっと一緒に同じ思いになって、そして、その宣誓書を手渡すのか。

○石川職員課長 宣誓後、任命権者に手渡す。

○菅野委員 わかった。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第１１３号相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第１１３号は可決すべきものであると決した。

議案第１１４号相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第１１４号は可決すべきものであると決した。

議案第１１７号相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 1 7 号は可決すべきものであると決した。

議案第 1 2 0 号相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 2 0 号は可決すべきものであると決した。

議案第 1 2 2 号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 2 2 号は可決すべきものであると決した。

議案第 1 2 4 号相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 2 4 号は可決すべきものであると決した。

議案第 1 2 5 号相模原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 2 5 号は可決すべきものであると決した。

議案第 1 2 6 号相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 2 6 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第 1 1 6 号 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正

する条例について

議案第 1 1 8 号 相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 1 1 6 号相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 1 1 8 号相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、以上 2 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第 1 1 6 号相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 1 1 8 号相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 1 1 6 号、1 1 8 号で何点か伺う。特に、本会議場で通告をしているので、その続きもあわせて行う。

まず 1 1 6 号で関連して伺うが、さきの 1 1 月 2 1 日の本会議の後で行われた総務委員会で一定のことを聞いたので、それは省略する。その続きから入るが、給与条例を見ると、手当の幾つかが、津久井町、相模湖町でも条例化がされている。相模原市と同一の手当で、額が違うものはどんなものがあるか。

○石川職員課長 一つが扶養手当で、本市の方が 5 0 0 円から 1, 0 0 0 円高い状況になっている。それから、管理職手当だが、本市の場合は 1 8 % から 2 2 % で設定されているが、津久井町では 1 2 % から 1 5 %、ただし、現在、減額措置を暫定的に行っており、実質は全員 1 2 % という形になっているようである。相模湖町が 1 2 % から 1 6 %、同じく減額措置を行っているので、実際は 5 % から 7 % となっており、本市の方が高い状況にある。それから、住居手当だが、細くなるが、持ち家の所有名義人の場合には本市の方が高い状況だが、家を借りている場合の支給限度額が本市の場合だと月額 3 万 2 0 0 円、これに対して、2 町は 3 万 3, 5 0

0円と、本市より高い水準になっている。

○友成委員 そのくらいでいい。言い出したら、手当がすごくあるから、特勤手当までいってしまうと1日ぐらいかかるので、この程度でいくが、要は、この間の総務委員会のように、向こうの給与条例というのは、3月19日をもって自然消滅するわけである。そうすると、本市の給与条例に全部適用するといった場合に、今は額の違いを聞いたが、向こうにあって本市にないものも特勤手当の中にはあるかと思う。そういうものの整理については、2町の持っている手当で、特勤手当幾つかある中也含めて配慮をする予定なのか、もう、それは今言ったように3月19日で本市の給与条例に全部合わせるつもりなのか、どちらなのか。

○石川職員課長 3月20日をもって、本市の条例の適用となる。

○友成委員 特勤手当も配慮しないと理解していいか。本市にないものが向こうにあっても、原則そういうふうに考えているということか。

○石川職員課長 そのように考えている。

○友成委員 わかった。

先ほどちょっと言った時間外手当のことで、ちょっと細かい話になるが、時間外手当というのは、要するに、翌月の給料日に払うわけで、そうすると、津久井2町の人たちが、3月19日までに時間外をやった手当については、16日の給料日に全部払ってくるのか、それとも、4月20日の本市の給料日にその分を持つのか、その辺の整理はどうなるか。

○石川職員課長 3月19日までの分は、町において払うことが物理的にも無理なので、翌月4月の給料日に本市が支払う形になる。

○友成委員 そうした場合に、要するに、帳簿、台帳というのは、本市の職員というのはパッと見ればわかるように、うちと同じような書類というか、形式になっているのか。

○石川職員課長 時間外勤務命令をした者に対して、その結果を確認した帳簿があるので、基本的には同じ形である。

○友成委員 何で本市が払わなければいけないのかという気がするが、まあ、いい。

それで、118号で少し聞くが、116号にも関係するが、手当で相模

湖の給与条例を見ていると、医師手当３５万というのは、はっきりうたっている。津久井町の給与条例を見たら、医師手当というのは、どういうふうになっているのかわからない。専門家として、津久井の医師手当はどういうふうになっているか。

○石川職員課長 まず、２５万円が基本としてあって、プラス診療報酬の１０％と伺っている。

○友成委員 では、津久井の医師には、今、手当はどのくらい払っているのか。

○石川職員課長 多少、個人情報にかかわる部分もあるが、ざっくり言わせてもらおうと、月平均で６０万弱支払っていると伺っている。

○友成委員 ２町の町長と相模原市長の報酬の年収は幾らか。

○石川職員課長 まず、本市の市長は約２，０００万、津久井町の町長の年収ベースでいくと約１，４００万、それから、相模湖町が約１，２００万である。

○友成委員 では、２町の医師は年収どのくらいか。

○石川職員課長 ２町の医師については、１人が約２，０００万、もう一人が約１，５００万という年収になっていると伺っている。

○友成委員 現在のところ、両町の医師の年収は町長よりも高い。改正案、この案が通ったら、年収幾らになるか。

○石川職員課長 現在のこの案で試算すると、１，６００万少し欠ける程度になるのではないかと想定される。

○友成委員 これは本会議でも同僚議員が聞いたが、医療職給料表の３級は、行政職給料表１と、要するに、部長級の給料表と、ほぼ匹敵しますね。それを確認する。

○石川職員課長 額の面では、大体、匹敵すると思う。

○友成委員 では、この医師は管理職手当を払うという総括の答弁だったが、パーセントでいくと、課長級の１９％なのか、部長級の２２％なのか、担当部長の２１％なのか、参事級なのか、どっちなのか。

○石川職員課長 現在のところ、本会議でも答弁したが、課長相当職を想定しているので、１８もしくは１９という形になると思う。

○友成委員 私は、そこに疑問を感じる。行政職１の８級の給料表を適用するのであれば、私は、この医師に対して、部長と同じ２２％を払えばいい話だろうと思う。それをなぜ課長職の１９％にする理由がわからない。その理由を教えてほしい。

○石川職員課長 管理職手当は、管理監督の地位にある職員の特殊性というものに基づいて支給されるものと承知している。国保診療所の医師については、その方が行う業務というか、日常業務は、住民の生命を守るという、とうとく重要なものであると思うが、管理監督という観点からすると、いわゆる部長級とは相違があると考えて、課長相当級の率にするものである。ちなみに、県下の状況なども、課長相当職に準じているというところが多いという状況もある。

○友成委員 では、先ほど聞いた医師手当、津久井では２５万プラスされて、６０万近くなっている。相模湖は条例できちっと３５万となっているわけで、市立病院とかの平均の医師の特別手当は、特勤は大体２５万である。それを３５万にした理由は何か。

○石川職員課長 まず、この医師を採用するところからさかのぼる話になってしまうが、町においては、医師の確保の困難性あるいはまたその職務の特殊性から、この月額特勤を含めた現在の給与水準を基本に採用したと伺っている。合併協議において、２町の職員は相模原市の職員として引き継ぐ、それから、給与等については公正に取り扱うという調整方針が承認されたので、それに基づいて、現在まで調整を行ってきた。県下の他の自治体の国保診療所を持っている類似施設の状況等も調べた中では、高い自治体では月額９５万という数字もあった。低い自治体では３２万。小田原市がちょっと特殊で、市立病院と国保診療所を両方持っている。ただ、小田原市は、現在、正規職員を配置していないということで、その３２万という数字は小田原ではなくて、小田原はもう少し低くなる。現在、本市には職員がいないので、９５万から３２万の間で調整を行ってきたということである。

一方で、本市では、従前から特殊勤務手当の見直しは常に行っているの
で、町で支給している特殊勤務手当の見直しも、それが適正であるかどうか

かという視点で行って、必要最小限度のものを選択したという状況である。これらのことを総合的に考慮して、３５万という額を設定したということである。

○友成委員 これはもう平行線である。私は、筋が通らない、市民に対して説明はつかないと見ている。

では、質問を変える。２町の診療所の休診日はどうなっているか。

○石川職員課長 津久井については、土日、休日、年末年始という形になっていると承知している。相模湖については、それにプラス水曜日が休診日であると承知している。

○友成委員 そうすると、３月２０日以降の休診日というのは、相模湖と津久井と違うが、どういうふうになるか。

○石川職員課長 これは市民部対応の話になるが、私も聞いているところでは、現在の状況をそのまま引き継ぐと伺っている。

○友成委員 これ以上やったら所管外になるから言わない。

この議案に関連して、１３１号の市有財産条例、１５９号の診療所条例に関連して伺うが、この診療所、今言った条例で配置図を見ると、２階建て鉄筋コンクリートで、１階が診療所になっている。きょう、民生委員会の方が行っているから、それはわかると思うが、所管外までいかないでこの所管のところで聞くが、２階はどうなっているか。手当て聞く。医師に対する通勤手当は出ているか、出ていないか。

○石川職員課長 津久井町の医師については出ていない。

○友成委員 なぜか。

○石川職員課長 診療所の２階に住んでいるということで、通勤手当が出ていないということである。

○友成委員 私、それ、全部知っている。どこから通っているか、自宅がどこにあるか、個人情報の関係があるから言わないが、平日、２階に住んでいる。で、１階が診療所である。これ、どう見てもおかしいと思わないか。市有財産の目的外使用ともいえる。実際にこういうことを認めていいのか。その辺のところ、どうか。

○新妻管財課長 今の話は青根診療所で、財産管理上からという話で

ある。まず、津久井町に確認したところ、当該診療所については、平成9年度に国庫補助金の交付を受け、改築を行っているが、その交付申請に当たって、2階部分を医師住宅として明確な位置づけをしているということだった。また、医師については、自宅が遠距離にあるということで、夜間等の緊急医療等に対応すること等を考慮して診療所内に居住させることとしたということで、町としては、診療業務を円滑に行うための目的内の使用という位置づけをしていると聞いている。

○友成委員 目的外ではなくて内か、目的外使用。

○新妻管財課長 診療所の業務の中での利用ということで、目的内という位置づけをしているそうである。

○友成委員 では、住居手当は出ているのか。

○石川職員課長 住居手当については、津久井町の条例に基づいて支給されている。

○友成委員 それらを含めて、先ほど言ったように、年収が2,000万ということか。2,200万という説もあるが。

○石川職員課長 それらを含めての額である。それから、2,200万という話は、いわゆる雇用経費ということで、共済等のものも入れて2,200万と承知している。

○友成委員 この他の診療所条例を見ると、相模湖も2階である。違うか。それで1階が診療所になっている。相模湖の医師は通勤手当はどうなっているか。

○石川職員課長 相模湖の医師については、通勤手当が支給されている。

○友成委員 2階部分はどうなっているか。

○新妻管財課長 申しわけない。所管が市民部で、私、この内容は承知していない。

○友成委員 それなら、津久井だけよく知っていたね。まあ、これは所管外になるから。これ、他の議案で、市有財産条例のところで聞くことはできる。総務委員会で通告しておくから。どう見ても平行線だな、これは。——では、いい。

○菅野委員 今の話の続きだが、これでいくと、津久井町と相模湖町のお医者さんというか、職員というか、一応、この条例で合意したのか。

○石川職員課長 私ども、特に津久井については、年収ベースで400万程度下がる話なので、非常に懸念していた。それで、津久井の人事担当、給与担当の方と調整して、本人に打診してもらって、こういう形になると、内々、話はしたところ、内諾はもらっている。

○菅野委員 なかなか難しい、合併絡みで、相模原にはこういう状況というのはないわけだが、本当に住民の命を大切にするという立場から見ると、よく納得してもらったなと。

一方で、高過ぎるという部分はあったのかもしれないが、それは町として、それなりに経過があって、そういう状況をつくってきたのではないかと私は理解する。そういう中で、合併ということが出てきた中で、こういう状況になるということについて、なかなか市民に理解してもらえない部分というのはあるのかもしれないが、しかし、同時に、そのことによって、医者を確保するということは、こういう場合に大変難しいところだと思うので、そういう意味では、引き続き理解をしてもらいながら、努力してほしいということを言っておきたいと思う。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

友成委員。

○友成委員 118については、先ほどから話をしているとおり、なかなか難しい、私は市民に理解してもらえないのではないかと思います。いずれ、これを見直ししなければいけないときが、近いうちにあるだろうと思うので、そこらのことについては、十分市民に理解が得られるような特勤手当の額について配慮してほしいと思うし、津久井の診療所のお医者さんは62歳で、ここで65歳定年が出されたわけである。だから、医師の確保ということも含めてやっていかなければ、青根地区の診療について、大変難しい課題を抱えているし、また、指定管理者との関係も、今後、十分その辺のところも考慮した形の中で考えていかなければいけないのではな

いかと思うので、ぜひ、その辺については、意を酌みとってもらいたいというふうに思う。

○沼倉委員長 他に討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第 1 1 6 号相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 1 6 号は可決すべきものであると決した。

議案第 1 1 8 号相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 1 8 号は可決すべきものであると決した。



議案第 1 2 1 号 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 1 2 1 号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第 1 2 1 号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 地域協議会委員費用弁償が、額が 1 回の会議に参加したら 2, 0 0 0 円ということである。これ、上限はないのか。1 年じゅう開いたら、その分だけ払うのか。普通、大体、年何回というので、上限額を

決めるのが役所だと思うが、このまま素直に受け取ると、毎日やったら毎日2,000円取れるが、そういうことでいいのか。

○高橋企画政策課長 地域協議会については、まちづくりに関する住民の組織として地域自治区に設置されるもので、地域のまちづくりなどに関することについて市長に意見を述べてもらったり、また、市長は、新市の建設計画の変更とか総合計画の策定に当たって、事前にそれぞれの地域自治区の協議会の意見を聞かなければならない、こういうことで設置させてもらうものである。このように、地域協議会は、地域住民の皆様の多様な意見を反映してもらうために設置するものなので、開催回数等を制限するというについては、合併協議の中では想定していなかった。この地域協議会については、来年3月20日の合併した日に設置されるので、協議会での具体的な活動内容については、協議会の協議の中で検討してもらうというふうに考えている。

○友成委員 私も内容はわかっている。要は、年何回とかでしないと、その委員から、このことを逆手にとられて、あしたもやろう、あしたもやろうと出たら困るだろう。そういう常識外の人はいない、良識の人ばかりだと思うが、先ほど言ったように、役所というのは、きっちと上限額というのを大体決めるのが普通だろうと言った。その辺については、これ以上言っても同じ答えしか返ってこないからいいが、今後、その辺については十分気をつけてほしい。

次に、本市の場合、公民館長は月額5万円である。体育指導員は年額6万100円である。公民館そのものの運営自体が本市と2町では違いがあるが、この体育指導員というのは、向こうも公民館区の体育指導員という、本市と同じような枠というか、位置づけになっているか。その辺のところはどうか。

○安本スポーツ課長 津久井と相模湖では、それぞれ選出の方法が違っている。津久井については、体育振興会、自治会、支所、こういうふうなところから推薦してもらっている。相模湖については、地域の体育振興会というところから推薦してもらって委嘱をお願いしているということになる。

○友成委員 言いかえれば、活動は公民館区内とかを主体としているのか。

○安本スポーツ課長 特に公民館区ということではないと聞いている。

○友成委員 体育指導員が日額 7, 300 円である。そうすると、9 回出ると、本市の体育指導員よりも多くなる。だから、私は公民館区かと聞いた。今の答えだと、町全体だと。実際に、体育指導員、今、どのくらい払っているのか。

○安本スポーツ課長 津久井町の体育指導員の活動の関係だが、主な活動は、津久井湖駅伝競走大会、それから、健康づくり講座、そういうような活動となっている。そして、それに伴う会議等があるので、16 年度の 1 人当たり平均では 7 回程度と伺っている。このようなことから、本市の額とそれほど変わらないと思っている。

○友成委員 本市と変わらないだろうと、今はそうである、実態を聞いたわけだから。そうすると、今度、新相模原市となって、相模原市の体育指導員のことも、向こうの体育指導員は知るわけである。そうしたら、こういうことをやっていこうと、相模原市の体育指導員を学んで、いいことをやっているということで、公民館区とか自治会全部やっていくと、開催回数が多くなってくる可能性があるだろうと私は言っている。そういう場合、本市の体育指導員よりも向こうの体育指導員が来年度以降多くなったときはどうするのか。

○安本スポーツ課長 今言ったように、16 年度は 7 回程度と伺っている。そして、今聞いているところでは、18 年度、それほど変わるようには聞いていないので、18 年度は同様のものと考えている。なお、合併協議会において、この体育指導員についても、合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度に統合するとなっている。なお書きには、統合に当たっては、地域住民の意向や地域性を尊重するというものを調整方針に掲げているが、今後、そういう点も含めて検討していきたいと思っている。

○友成委員 そういうふうに答えられると、法定協でそうになっているから 3 年間で。では、3 年間の中で、18 年度は確かにそうである。では、その次の年なんかといったら、うちより額が多くなる可能性がある。そう

いうところは早く、本市がリーダーシップをとって、向こうの人に言わなければだめではないか。多くなった場合はどうするのかと聞いている。その辺のところはもういい。きちっとリーダーシップを発揮してもらいたいと思う。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第１２１号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第１２１号は可決すべきものであると決した。



議案第１２３号 相模原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第１２３号相模原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第１２３号相模原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○大上委員 今のいろいろな議論の中で、お医者さんの年齢が６２歳ということだが、１人でやっているということで、風邪を引いたり、体調が悪かったりすることもあると思うが、今後のこともあるので、こういう

ときの医療の補佐をする人の対応というのは、今までどういうふうにしてきたのか。

○石川職員課長 私どもが聞いている範囲内では、体調が悪いとか、所用があるというときには、臨時休診というような形をとっていると同っている。今後については、市民部の方でどのような対応をするかということは今検討中と同っている。

○大上委員 臨時休診というと、何日かそれで休んでしまうということか。

○石川職員課長 そのように伺っている。

○大上委員 前の関連もあると思うが、夜間とか休日診療などには、自分の車で訪問外来とか診療などもしているのか。

○石川職員課長 実は、特殊勤務手当のうち廃止したものの一つに往診手当というのがあるので、往診しているという状況だと思う。

○大上委員 それは今後も出てくる可能性があるが、本人はそういうことも承知の上ということか。

○石川職員課長 承知しているというふうに伺っている。

○大上委員 了解した。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第123号相模原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第123号は可決すべきものであると決した。



議案第127号 相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害

補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 8 号 相模原市職員公務災害等見舞金条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 1 2 7 号相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 1 2 8 号相模原市職員公務災害等見舞金条例の一部を改正する条例について、以上 2 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第 1 2 7 号相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 1 2 8 号相模原市職員公務災害等見舞金条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第 1 2 7 号相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 2 7 号は可決すべきものであると決した。

議案第 1 2 8 号相模原市職員公務災害等見舞金条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 2 8 号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前 1 1 時 5 3 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○沼倉委員長 再開する。

◇○◇

議案第 1 2 9 号 相模原市・津久井町・相模湖町合併特例交付金基金
金条例について

○沼倉委員長 議案第 1 2 9 号相模原市・津久井町・相模湖町合併特
例交付金基金条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○山中財務部長 議案第 1 2 9 号相模原市・津久井町・相模湖町合併
特例交付金基金条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補
足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 この 1 2 9 号の県からの特例交付金だが、県議会は 9 月
議会で補正予算で決定したというふうに承知している。さきの総括質疑で、
本市の使途、また、2 町の使い方等についても理解している。質問は、2
町とも、この議会で、補正予算で、先ほど総括で答弁したようなことを議
決する予定なのか、もう議決してきているのか、その辺について。

○萩原財務課長 2 町の当合併特例交付金の予算措置の状況だが、津
久井町では、9 月補正予算において、電算システム統合事務のデータ移行
経費について 1, 9 7 0 万円予算措置をしており、その財源として、この
特例交付金を名目計上していると聞いている。今般 1 2 月補正予算で、残
り 8, 0 3 0 万円の補正措置をすると聞いている。また、相模湖町では、
当初予算において 1, 4 9 5 万 8, 0 0 0 円、約 1, 5 0 0 万円の電算経

費の移行経費の財源として、今回の特例交付金を名目計上した。これまでの6月、9月補正においても、2,688万5,000円、約2,700万円のシステム移行経費の予算措置として、財源の範囲の中で、この特例交付金を名目計上した。今般12月補正予算で、残り5,815万7,000円の予算措置をして、合計1億円の特例交付金の歳入措置をすると聞いている。

○友成委員 では、この8億、1億、1億というのは、いつ歳入として入る予定なのか。

○片野広域行政推進課長 県からは、来年の1月下旬から2月上旬ごろに特例交付金の支出を行うと伺っている。

○友成委員 わかった。8億、1億、1億というのがどういった基準で決められたのか、ちょっと理解に苦しむ。普通は人口比なのか。これは面積ではないし、県会議員の定数でもないし、どういう基準なのか。普通、県の交付金の場合は、何かの基準があって決めるものだと思うが、8、1、1というのはどういう基準なのか。

○片野広域行政推進課長 2町と、合併特例交付金の一部について、合併の準備ということで、電算システムの統合の経費に充てようということとを協議した。そうした中で、2町に配分する額については、県の方で、新市に編入する団体数の減少が1団体当たり1億円ということになっているので、これをもとにして、それぞれ1億円ずつを2町に配分することによってもらったものである。

○友成委員 それは前段はわかるが、2町のものは、本市の8億というのはどういう基準なのか。

○片野広域行政推進課長 10億円のうち、まず、2町にそれぞれどういった額を配分するかということで、残りの額8億ということで、相模原市分ということで協議をしたものである。

○友成委員 普通は県会の定数でやれば16億か32億入ると思ったが、まあ、いい。

○阿部委員 この基金の使い方のところの説明で、情報システムの改修に充てるようなときに取り崩していくということだったが、補正予算等

で、基幹システム、それから、個別システムの方で改修がどんどん出てきているが、この基金を取り崩す場合と、補正等で使っている場合と、どういう区分けをしているのか伺う。

○萩原財務課長 システム関係の経費については、これまでは補正予算で予算措置させてもらい、12月補正予算分を含めると、12億2,900万余りを予算措置させてもらった。これまでは、5月補正予算でも、財政調整基金を取り崩し、計上させてもらった。もしくは、市税の充当等で賄い、これらの事業費を組んでいるわけだが、年度当初から、この交付金は、正直言って、県から何らかの形で交付されるだろうと。ただ、金額については、これまでずっと交渉してきたわけである。今般、相模原市に8億円の交付金が交付されるという決定がされたので、今般、基金を創設して、3月議会において、全体の財源調整にかかわりたいと考えている。場合によっては、8億5,000万取り崩す予定だった基金は、もっと少なくなくて済むという形もとれるかと思うし、ただし、システム経費は基本的に特別交付税の財源とも重複するので、そういうことの影響もできるだけ少なくしながら、全体の財源振り分けとか財源調整を3月補正に提案させてもらえればと考えているところである。

○阿部委員 心配するところが1点あって、例えば、この基金を取り崩したりとか、ほかの交付金を充てたりという部分はいいが、今までの補正で出てきたような感じで、個別システムで、小さいシステムの改修もしくはデータ入力等を行って、非常に少額だったが、結局、それがこういう特例という形でなくて、各課の方で自分たちの中で処理してしまうような部分と、そうでない部分がちやまぜになるようなことはないのか。

○萩原財務課長 基本的に、直営、手入力以外はすべて予算措置をしているので、今、委員が言ったような懸念はないと財務課では考えている。

○阿部委員 わかった。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 1 2 9 号相模原市・津久井町・相模湖町合併特例交付金基金条例
については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 2 9 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第 1 3 0 号 津久井町及び相模湖町の編入に伴う相模原市市税
条例の適用の経過措置及び特例に関する条例につ
いて

○沼倉委員長 議案第 1 3 0 号津久井町及び相模湖町の編入に伴う相
模原市市税条例の適用の経過措置及び特例に関する条例についてを議題と
する。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○山中財務部長 議案第 1 3 0 号津久井町及び相模湖町の編入に伴う
相模原市市税条例の適用の経過措置及び特例に関する条例については、本
会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○大上委員 6 3 ページの 7 条の事業所税の部分だが、平成 2 3 年 3
月 3 1 日までは事業税を課さないということだが、2 町の新市民に対して、
市としてどのように周知していこうとしているのか。

○新井市民税課長 現在、1 月号の町の広報、それから、やはり 1 月
に、ホームページで、税金の関係、取り扱いについて広報する予定である。
また、さらに、仮称だが、暮らしのガイドブックを 2 町で 2 月に発行する
予定だが、この中にも税の関係をお知らせする。また、合併協議会だより
においても、2 月 1 日に税金の取り扱いを載せると聞いている。このよう
な形で、町民の方に広報させてもらう。

○大上委員 督促手数料 6 0 円という部分の根拠を聞く。

○赤間納税課長 津久井町、相模湖町では、郵便料として50円、手数料として10円、合わせて60円ということで、督促手数料を徴していると同っている。

○大上委員 郵便料というか、市で出している場合は市内特別とか、また、字別に分けて出した場合は、さらに10円安いとかという形があると思うが、それは町の部分では、単に50円ということをやっているのか。

○赤間納税課長 私ども督促手数料を設置していないので、その辺のところ、多分、後納郵便の扱いでの50円ではないかと思っている。

○大上委員 市の督促料は、年間、市民税とか、国保とか、固定資産税とか、かなりの額になるのではないかと思うが、そういうのは算出したことはあるか。

○赤間納税課長 市税で平成16年度決算ベースで見ると、督促状の発付件数が22万1,271件である。もしそれを実施して例えば60円ということで計算すると、1,300万ほどの収入と承知している。

○大上委員 それは市税ですね。

○赤間納税課長 そうである。

○大上委員 私、これを見て、すごくいいというふうに思うが、督促状以外に、さらにそれに支払いのない悪質な部分には催告状とかいう形でも出すのだろうが、これは合併の部分だけという形で、これから、これを本市として、悪質な部分でそういう手数料をかけるとか、そういうふうなことは検討したことはあるのか。

○赤間納税課長 相模原市としては、督促手数料を徴するという考えは今持っていない。税法上では、督促手数料を徴することができる規定になっている。これは地方税法、昭和38年に一部改正があって、それ以前は徴しなければならないだったものだから、相模原市においても、町の時代から督促手数料10円を条例化させてもらっていて、地方税法の改正に伴って、38年9月に、その部分を削除している。多分、削除した理由としては、郵送代、印刷とか、費用対効果等を考えた上で判断したのかなというふうに認識している。

○大上委員 これは意見だが、本来、もう事務的になってきているの

だと思うが、納期を20日過ぎたら督促状が出るような形の部分で、税を公平に納めてもらうという観点からは、これからまた検討してもらっていい部分かなと思う。要望する。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第130号津久井町及び相模湖町の編入に伴う相模原市市税条例の適用の経過措置及び特例に関する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第130号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第131号 相模原市市有財産条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第131号相模原市市有財産条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○山中財務部長 議案第131号相模原市市有財産条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 市有財産条例で、本市の条例、規則、要綱を見させてもらった。2町の条例、規則、要綱は特にわからないので何点か伺うが、要するに、今回のこの議案で幾つかが、行政財産の目的外使用の許可にかかわる条例を個々に審査しようというものだというふうに思う。例えば13

6号の老人保健センターでいけば、津久井町の文化福祉会館内の使用実態がどういうふうになっているのか、それが一つ。

それから、146号でいけば、療育センター条例で、桂北小の余裕教室を使って療育相談室を行っている。

それから、153号でいけば、青根中の余裕教室を地域センターに使っている。

議案第167号でいけば、鳥居原ふれあいの館、これは土地は国有地の河川敷である。そこに食堂もあってやっているということは、目的外使用ではないか。

それから、先ほど午前中のところでいけば、これは目的外使用かどうか、ちょっとはっきりしないが、老人保健センターの相模湖の診療所の2階部分は、目的外使用ではなくて、どうなっているのか。目的使用なのか、それとも目的外使用なのか。その辺のところをどう受けとめているのか。個々で答えてもらえるか。

○新妻管財課長 行政財産の目的外使用については、基本的には、その事業を所管する部署が整理をしているわけだが、私の方で承知している範囲で答えたいと思う。

まず、最初にあった文化福祉会館に老人福祉センターという話だが、これについては、建設時に、そこに老人福祉センターと中央公民館を設置するというので、それぞれ、老人福祉センター整備費補助金、公民館建設費補助金の交付を受けて建設をしたと聞いている。したがって、これについては目的外使用という形ではなく、本来の目的で使われているということである。

2点目の桂北小学校に療育相談室ということだが、これは話にあったとおり、余裕教室を一時的、暫定的に使用しているということだ。特に目的外使用という許可行為はしていないということだった。

3点目の青根中学校に地域センターということだが、これについては、中学校の改築にかかる補助金と、青根コミュニティセンターの新築にかかる補助金をそれぞれ交付を受けて建設したと聞いているので、これについても目的外使用には当たらないと考えている。

4 点目の鳥居原ふれあいの館の食堂ということだが、当該施設については、地域農産物の活用型総合交流促進施設として建設されたもので、食堂については、食品提供室という位置づけで、これはふれあいの家の事業目的に基づいて設置された設備だということで、これも目的外使用ではないと聞いている。

それと、相模湖町の診療所の関係については、1 階部分は、話のとおり診療施設があって、2 階部分に医師の住宅部分があるが、現在は医師が自宅から通勤しているということで、ほとんど使われてはいないそうである。ただ、夜間診療等の際に、そこの部分に泊まるということはあるそうだが、町の方では、それは診療業務の目的内の使用という位置づけで考えているということだった。

○友成委員 一つ落ちていないか、桂北小の療育センター、答弁あったか。

○新妻管財課長 先ほど、簡単に話をして大変申しわけないが、療育相談室については、余裕教室を一時的、暫定的に使用しているというふうに聞いているが、目的外使用の許可行為はしていないということだった。

○友成委員 本市の場合だと、先ほど言ったとおり、市有財産条例があって、要するに、行政財産の目的外使用の許可というのはきちっとうたわれて、市長が特に必要と認めたものは規則でやるとか、要綱でやっているとになっている。私は、本市の場合だと、公の施設で、ほとんど目的外使用はされていないだろうと。今、目的外使用ではないと聞いているという答弁だが、それではちょっと困る。今度、本市の条例になるわけだから。そうしたときに、先ほど答弁にもあったように、本市だと、まず、国の補助金のことがある。これ、目的外使用したらだめなのだから、これは大変なことになる。会計検査院に指摘されたら、これも大変だ。職員の皆さん方はそういうことを常に頭の中に入れて、施設や条例をつくったりしていると思う。だから、今私が言ったようなことで、私は目的外使用としてかなりしているのではないかというふうに思ったが、目的外使用として使用しているのがあるわけだろう。それをどう受けとめているか。

○新妻管財課長 今の話、補助対象となっている施設について、補助

目的と相違する使用があったというようなことでいいか。

○友成委員 はい。

○新妻管財課長 その場合、そういうことについては、前段、補助交付団体とどのような協議がされたかという部分があるかと思うが、もし、仮に無断で使用しているというようなことがあるのであれば、一般的には、補助金の返還あるいは使用許可の取り消し等が考えられるところである。いずれにしても、各施設ごとに状況等も違うことから、現在、合併後に当該施設を所管することになる各課において、2町と調整していると聞いているので、その中で整理がされと考えている。

○友成委員 このことはきちっと整理していないと、行く行く大変なことになると私は思う。それだけは言うておく。

それで、2町には会計検査院というのが入ったことはあるか聞いたことはあるか。

○新妻管財課長 申しわけない、ちょっとその辺、確認していない。

○成瀬企画部参事 津久井町の方に確認したところ、昭和63年ごろ、先ほどの文化福社会館の公民館と老人福祉センター、これに対して会計検査院が入った。そういう中で調書は出したが、公民館の方だけ検査をして、老人福祉センターについては検査をしなかったと、そのような話を聞いている。

○友成委員 なぜこういうことを聞くかということ、先ほど言ったように、本市の職員だと、目的外使用の場合は、今までも指摘されたりして、会計検査院が入ったら大変だというのがわかっているわけである。今度、相模原市の職員になるわけである。津久井と相模湖の職員に、やはりそういうところを徹底しておかないと、繰り返すようだが、ずるずる来ていたら、これから先とんでもないことが起きるということを指摘した。そのことはひとつ願います。

もう1点、この市有財産条例に関連して、桂北小学校の校舎の土地は、調べたら民有地ですね。常識で考えられない。学校の運動場ならともかくとして、校舎の敷地の土地が民有地なんていうのは到底考えられないが、事実そうか。

○新妻管財課長 そのとおりである。

○友成委員 この桂北小学校というのは、歴史ある学校である。ここ1年でできた学校ではない、明治にできた学校である。最初から民有地か。調べていたら教えてほしい。

○新妻管財課長 平成5年にこの建物を建てたときからと聞いている。

○友成委員 町が地権者に毎年幾ら支出しているか。

○新妻管財課長 私の方で承知しているのは、年間729万ほどというふうに聞いている。

○友成委員 地権者は何人か。

○新妻管財課長 7名である。

○友成委員 今まで職員が聞いた話で、だれでもいいが、これを今まで町が買うと、用地取得をするという動きはあったか、なかったか。

○新妻管財課長 そういう動きがあったと聞いているが、地権者の方で、毎年決まったお金が入った方がいいというようなことの中で、売ってもらえなかったと聞いている。

○友成委員 だろう。そういうことである。7人の人に平均して100万ずつ、毎年入ってくるわけである。それを今度、相模原市がこの負の遺産を引き継ぐわけである。では、相模原市になったときに、この用地が買えるかどうか。これ、自動更新になっているのか、契約の更新はどういうふうになっているか。

○新妻管財課長 使用貸借契約を結んでいて、平成5年から平成35年までの間だそうである。

○友成委員 だろう。そうすると、この土地は校舎で4,000近い平米である。相模原市になっても、これ、買えない。ずっと地権者に借地料を払うわけである。こういう目的外使用があっているのかどうかである。桂北小学校の校舎の土地の民有地というのは納得できない。これ以上言っても、35年まで契約を結んでいると言われるから、これはきちっと整理をしないと、とんでもないことになる。上司の皆さん、その契約のことについて、今後、地権者と改めて、相模原市になるのだから、合併するのだから、交渉するというふうに言えるか。

○山中財務部長　　今、委員から指摘があった桂北小学校の目的外使用ということだが、こういったものは好ましいものではないので、私どもとしては、こういったことが起こらないよう、適切に使用が図られるよう、町と調整していきたい。そのように対応していきたいと思う。

○友成委員　　では、お願いします。

市有財産条例に関連して、あともう1点伺うが、備品台帳というものは、相模原市と同様のもので、コンピューター化しているか。

○新妻管財課長　　2町については、紙ベースでの台帳となっている。いわゆる電算では処理はしていない。

○友成委員　　公園では、コンピューター化がおくれた。議会が指摘して、すべての公園の備品をコンピューター化するのに、2年くらいかかったと思う。紙面上の台帳を相模原市に整合、コンピューター化に合わせなければいけない。備品台帳をコンピューター化するのに、どのくらいでできていると思っているか。

○新妻管財課長　　まず、物品の管理の関係だが、本市においては、取得価格が1万円以上のものを備品としており、そのうち、100万円以上のものを重要物品としている。それぞれ各課において、まず、紙の台帳ができています。さらに、重要物品については、管財課が所管している市有財産管理システムに登録して、電算による台帳管理をしているという状況である。したがって、2町のものについても、いわゆる100万円以上の重要物品について、この電算システムでの管理をすることになるが、これについては、それほど時間は要しないというふうに考えている。

○友成委員　　今、重要物品の場合は管財課である。それぞれの備品は、金額によって、それぞれの所管の課がコンピューター化していますね、違うか。

○新妻管財課長　　各課においては紙ベースである。

○友成委員　　いずれにしても、バランスシートの関係がこれから出てくるので、先ほどの桂北小の土地とかもあるが、この備品台帳も、本市のコンピューター化に合わせていくように、早く手をつけてほしい。でないと、これまた、税金で物を買っているわけだから、そういうことも、きち

っと向こうの職員に伝えておいてほしいと思う。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 1 3 1 号相模原市市有財産条例の一部を改正する条例については、
可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 1 3 1 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第 2 1 4 号 相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す
る条例について

○沼倉委員長 議案第 2 1 4 号相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○石井選挙管理委員会事務局長 議案第 2 1 4 号相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○大上委員 今回、増員選挙は、どういうやり方をするのか聞く。

○柳川選挙管理委員会事務局次長 それぞれ津久井町、相模湖町を選挙区として選挙を行うので、今までどおりの津久井町、相模湖町の区域で投開票を行う。

○大上委員 町役場がなくなるわけだが、総合事務所という形でやるのか。

○柳川選挙管理委員会事務局次長 投票所の場所とか開票所の場所については、現行どおりで考えている。したがって、町役場の会議室、津久井町においては中央小学校の体育館と、おおむねそういったことで調整している。

○大上委員 東京都などは島を抱えたりしていて、繰り上げ投票とか、繰り上げ開票とかあるが、中央小学校まで持ってくるということでは、時間的な部分でかなりかかると思うが、その辺のことは何か考えているのか。

○柳川選挙管理委員会事務局次長 投票の繰り上げについては、地域の状況とかを調査の上、検討していきたい。ただ、開票所については、津久井の区域において、通常の時間で始められるように手配を検討していくということである。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第214号相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第214号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午後1時37分 休憩

午後1時51分 開議

○沼倉委員長 再開する。



議案第 2 1 6 号 指定管理者の指定について

議案第 2 1 7 号 指定管理者の指定について

議案第 2 1 8 号 指定管理者の指定について

議案第 2 1 9 号 指定管理者の指定について

議案第 2 2 0 号 指定管理者の指定について

○沼倉委員長 議案第 2 1 6 号指定管理者の指定について、議案第 2 1 7 号指定管理者の指定について、議案第 2 1 8 号指定管理者の指定について、議案第 2 1 9 号指定管理者の指定について、議案第 2 2 0 号指定管理者の指定について、以上 5 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○榎田渉外担当部長 議案第 2 1 6 号から議案第 2 2 0 号までの指定管理者の指定については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 では、指定管理者にかかわって、総務委員会に付託されたことにも関連するが、総論的に伺う。総括質疑でも各会派からいろいろ出ているが、まず最初に、なぜ総合得点制をしいたのか、この理由をいま一度お聞かせ願いたい。

○野村行政システム課長 今回の指定管理者の選考に当たっては、市として、適正な選考を行うための基準、ガイドラインとして、候補者の選考指針を定めた。この中で、基本となる評価基準、具体的な評価項目、評価の視点、こういったものを示したところである。各部においては、この指針、ガイドラインを基本として、施設の目的に合致した団体を選ぶための評価項目、配点を設定することとしたものである。そのことによって、おのものの施設の特性に応じた管理運営能力の優劣というのは、総合得点をもって図れるという考え方に基づいて実施したものである。

○友成委員 その理由はわかるが、初めて導入するこの指定管理者制度で、果たして、その総合得点制がよかったのかどうか、私は、疑問に感

じている。というのは、今も課長の答弁の中にあったが、では、なぜ評価項目を担当部に任せて、総務部の行政システム課等で、全体的なチェック体制とかを設けなかったのか。なぜ、評価項目を担当部に任せたのか。それはどうか。

○野村行政システム課長 先ほどの説明と答弁が重なるが、基本的に、各施設における評価基準の詳細設計については、施設の特性、目的を一番深く理解しているであろうという各部もしくは各課が深くかかわってつくり上げることがふさわしいと判断したものである。この考え方によって、各施設の評価基準として適切と考えられる配点のバランスや新たな評価項目の追加などが生まれたものである。結果として、配点のバランスは、全体を見渡すといろいろな差異が出ており、事業計画を重視した形の配点となっているもの、施設の管理能力を重視した配点になっているもの、それから、または独自の項目というものを新たに追加設定した施設など多様な形の評価の基準が出てきた。これは質問、指摘をもらったように、メリットとデメリットがあると考えているが、基本的な考え方は、今言ったとおりである。

○友成委員 私は、指定管理者制度を導入するということは、別に全然反対しているわけではない。これは6月議会の総括なり討論でも言ったが、やはり、この導入に当たっては、まず、市民サービスが低下してはならない。それと、個人情報保護、この2点だけは絶対に注意してもらいたい。

そういう点でいけば、例えば総合得点制をしくにしても、その2項目については、とりわけ、総合得点制のうち必ず何割を占めることとか、それと、統一的な評価項目にしてもよかったのではないかというふうに思っている。それを今の答弁なり、さきの総括質疑でいくと、すべてそれも担当部に任せてしまったということに、私は、今回の指定管理者制度を導入したところに問題があるのではないかというふうに思っている。その辺のところについてはどうか。反省点でもいいから、お答え願いたい。

○野村行政システム課長 1点目の市民サービスの向上という観点の答えになるが、選考指針の中で定めたのは、利用料金と利用者サービスと

いう一つの評価項目として示している。この中で、評価の視点ということで、利用者サービス、利用者の増加の工夫がなされているか、利用者ニーズを反映する仕組みがあるか、利用料金の考え方は適切かと、こういう視点を添えて、基本となる評価項目としたところである。これを基準として、各施設においては、例えば利用料金の導入がされているか否か、または特定の利用者に供される場合が多い施設かどうか、そういった施設の特性に応じた中で評価項目を設定したというのが今回の方法である。この部分で見直すべき点があるかということについては、今回、議案等またはホームページ等でも評価の結果等を公表しているが、この利用者サービスという部分にかかわる表現というものも、利用料金、利用サービスということで項目を挙げて評価している場合と、運営事業計画の内容という形で評価をしている場合とか、多少ばらつきというか、幾つか表現等も分かれている部分があるので、こういう部分については、おしなべて全体的に施設を並べてみた場合にわかりにくい部分があるのかという、そういったことは改善の余地があるというふうに考えている。

2点目の個人情報の部分だが、これは評価の指針の中で、実は、安全管理等の体制という項目の中でくくったものを基準としたところである。安全管理等の体制という評価項目の中で、災害時の体制、情報開示、こういったものと並んで、個人情報の保護という細目を基準として示した。この考え方を基本として、個人情報保護については、今回のすべての施設における評価の中では、項目として入っている状況ではあるが、例えば、個人情報の保護をとりわけ重視する施設については、個人情報保護単独で項目として設定している。他の施設においては、先ほど言った安全管理等の体制という項目が表に出ていく形で見える。同様に、個人情報保護の評価の区分というのが、ある施設によっては施設管理計画という項目に入っていたり、先ほど言ったことと同様だが、結果をいろいろな形で見た場合にも、どう評価したのかが少しわかりづらい部分があろうかと。その点は、今後改善すべき点ではないかと考えている。

○友成委員 なぜこういう質問をしているかといったら、この間の総括質疑でも、助役の答弁は、3年後を見て、他の自治体等のことも考慮し

ながらやっていこうという、もう、導入した途端に答弁が反省の点に入っているから、そういう視点で聞いている。

私は、繰り返すようだが、今、課長の答弁の中にあったが、評価項目は、それぞれ施設によって、ばらばらのところがあったわけである。だから、やはり、それはチェックをするところがあってよかったのではないかと。それと、最重要のところについては、何割を占めることを基準にするというのがあっていいのではないかと思ったので、ぜひその点については、今、反省の余地があるということだから、今後、見直しをする中では考えてほしい。

もう一つ、条例等でちょっとよくわからないが、最低得点制というのは設けていたのか。申請が1団体の場合に、総合得点が最低何点はとらないと指定管理者として指定しないというのは、どこかにうたっていたのか。

○野村行政システム課長 基本的な考え方については、各選考委員会にゆだねたところである。現実的には、幾つかの施設の例で言うと、例えば駐車場、駐輪場、こういった施設については、総合計点で一定のラインを設けて選考に当たった。これはA、B、CのBランクをトータルした点、これ以上でなければ可としないという、そういうボーダーを設けた例。それから、新磯のふれあいセンター等も、総合得点で何点以上ということを経済的に取り決めをしていた。または公園、体育館等についてはA、B、Cという評価をしたようだが、その中でCという評価があった場合には、総合得点だけでなく、その辺をよく協議すると、現実的にはそういう形で、各選考委員会にゆだねた中で、今回はそれぞれが総合判断の中で扱われたわけである。これについては、検証を通じてガイドラインというものを事前に対外的にも明らかにしておく必要性があったのではないかと感じてはいるところである。

○友成委員 こういうことが心配だったから、私が6月の討論のときに8つほど挙げたわけである。12月議会には万全を期してほしいという討論を行ったが、私は、総合チェックというところがなかったところにも、やはり問題点はあっただろうと。

もう1点、選考委員を選ぶのも担当部に一任しましたね。

○野村行政システム課長 選考委員の取り扱いについても、原則として、施設を所管する部ごとに設置するという基本的な方針で、今回当たったものである。このことは、先ほどの評価、配点、こういったものの詳細設計を各部にゆだねたのと同様の考え方で、設置を各部にゆだねたということである。基本的には、原則として、外部委員を選考委員の中には必ず入れるという市としての基本的、統一的な方針というものはあったわけだが、それぞれの選考委員会における委員の構成、人選、こういったものは、各部にゆだねて実施した。

○友成委員 やはり、それも反省点の一つだと思う。というのは、担当部に任せたということは、職員外の選考委員の人が、他市の選考委員にもなっていたかわからないわけである。そういうのは、やはり、きちっと行政システム課なりが、調査、チェックをする体制があってもよかったのではないかというふうに思っている。

それと、選考委員のうち、何名、何割は職員以外にするとかいうガイドラインも、あってしかるべきだと思う。これは、今、そういう考えは持っていなかったということなので指摘しておく。

もう一つ、県の指定管理者を見てみると、評価と選定を分けている。二段階構えでやっているわけである。県の場合は4月にスタートしているから、相模原市の場合は6月議会で条例提案されているから、期間が短かったといえばそうなるが、私は、県のを見たら、やはり、評価というものが、民間人で4人なら4人、A、B、C、Dということで、それぞれの民間の人が何点評価を与えているということを公表している。その上に立って、選定を当局がやっている。そういうことをなぜ参考にしなかったのか。相模原市の場合は、評価も選定も同じ日にやった。ここに問題点はなかったのか。

○野村行政システム課長 県においては、外部の有識者等で構成される評価委員会がまずあって、これと別に、各部局に設置される指定管理者の選定会議があって、二段階で選定を行うような流れとなっている。基本的に、県の場合は、この評価委員会の中に公認会計士等を入れて、財務計上の審査等も行っているようである。また、大学教授を初め、県レベルで

の非常に多彩で豊富な人材を登用しているように承知している。

本市においては、申請団体の経営状況の審査は、財務内容、経営状況について一元的に市で依頼した公認会計士にやってもらった。その上で、評価と選考が一つになっている委員会を設置して、その中で選考を行う形にしたもので、この形についても、選考の透明性は担保されているという考えで、このやり方をとったものである。

○友成委員 これも今後の参考にすべき課題だろうと私は思っている。繰り返すようだが、やはり、評価と選定というのを二段構えでやるのも一つの方法だろうと思っているので、これらについても、ぜひ検討をしてほしいと思う。

だんだん、この議案の方に入っていくが、もう1点、この議案にも関係するが、私は6月議会でも委員会でも言ったが、今回、この指定管理者、相模原市の公の施設、公共施設が、どういうふうに民間団体等から評価されているのか。つまり、相模原市の魅力というものが問われているだろうし、都市間競争にも勝たなければいけないだろうというような質問をしたし、意見も言った。そのことからして、この総務委員会にかかっている文化施設関係のを含めて、スポーツ施設も含めて、産業施設も含めて、総論的に、指定管理者を選定した結果から本市の施設をどのように見て、助役でも部長でも結構だから、どういうふうに受けとめているか。

○加山助役 指定管理者制度については、今回初めて導入したわけだが、今、委員の方から話があったように、この制度を導入するに当たって、目的である市民へのサービスの向上とか、または利用料金をなるべく軽減化して、先ほど言った質の高いサービスができる民間に、そういう事業をゆだねることが大きな目的にある。そういった中で、指定管理者に応募した方が、内容的に、それらに対応できる充実した指定管理者の候補であったかどうかということになるわけだが、よその状況等をすべてを把握しているわけではないが、我々の所期の目的としては、ある程度、達成できたと思っている。ただ、大手とか、もう少し多くの民間からの参加があれば、さらに質の高い指定管理者が選定できたかなと思っている。そのためには、都市の魅力というか、総合的な潜在能力、いわゆるポテンシャ

ルというものを高める。そういう状況もあろうかと思っている。このことは、地方自治体のいわゆる都市経営というか自治体運営にもかかわる問題であるわけだが、特に経済関係についても、産業振興という部分があれば、その受け入れのための質の高さ、ポテンシャルを高めるということもしなくてはいけないということの中で、そのことが、いわゆる雇用の問題とか消費者の問題、そして、商業の振興、あわせて、文化とか教育にそれが反映するというふうになるわけである。そういった意味からすれば、総体的なまちづくりというものを、もう少し質の高いものに高めていく。これは行政施策全般を通じて、やっていかなければいけないと思っている。そういうことを含めて、今後の指定管理者制度移行等については、それらと連動しながら、もう少し、本市の魅力というか、潜在的なよさというか、能力を高めるように努力しながら市政を進めていきたい、このように考えている。

○友成委員 ぜひ、願います。私も今回のこの選考結果からして、当初はもっと少ないのではないかという予測を自分なりにしていたが、それなりのことが相模原市で評価されているというふうに思っているので、もっともっと高い評価がされるように努力をしてほしいと思う。

市民会館のほか3施設で、この4館を同一日、10月21日に選考委員会を開催した理由は何か。

○江成文化国際課長 今回、市民会館、南市民ホール、文化会館についてはそれぞれ4団体から、杜のホールはしもとについては、6団体から申請をもらった。そのうち、4施設すべての申請をした団体が3団体——厳密に言うとJVを組んでいる代表団体を含めて3団体ということだが。2施設の申請が1団体あった。こうした中で、申請書を見る限り、内容がかなり重複していたので、提案説明も含めて、効率的な進行をするために、選考委員会の開催を同一日にしたのが理由である。

○友成委員 議案書を見れば、今の話は、市民会館と4が3団体になって、みんな議案に載っているからわかっている。6月のときに言ったが、この4施設は、それぞれ、規模も目的も今まで違っていただけである。文化財団がやっていたが、市民会館は市民会館なり、グリーンホールはグリ

ーンホール、南ホールは南ホール、杜のホールは杜のホール、それをなぜ同一日にしてやったのかというのが、今の答弁ではちょっと理解できないが、その辺はどうか。

○江成文化国際課長 今指摘があったが、提案説明は、そういうことで同一日にし、その引き続きで、選考委員会を開催した。選考に際しては、その委員たちの意見を交換して、施設ごとに選考した。

○友成委員 10月21日、これ、全部の議案、ちょっと何日に選考委員会で決定したのかわからないが、この4施設、10月21日というのはもっと早くてもよかったのではないかと思うが、なぜこの10月の中旬から下旬にかけて行ったのか。

○江成文化国際課長 当初、現地説明会をしたときには、非常に多数の団体の方に現地に来てもらって、一次選考、二次選考を設定し、二段階方式で選考しなければならないと考えていた。そういう中で、申請を取り消した団体等もあって、計画を出す中では、同一日で選考ができる状況になったが、委員たちの日程調整もあって、かなりぎりぎりの状態になったが、10月21日という日を設定した。

○友成委員 これ以上追及しないが、これは貸し館だから、もっとその時期については——理由は今、選考委員の日程とかというのがあるが、貸し館ということからいけば、私は、もう少し早くしてもよかったのではないかと。これ以上言うと、ちょっと語弊があるので言わないが、要するに、興行力とか、企画力とか、透明性とか、競争性、そういうようなものについて、もっと慎重にやってもよかったのではないかという気がしているので、そこだけは言うておく。

当局は、どういう選考で、この有識者を選んだのか。

○江成文化国際課長 今回の選考委員の選定については、施設の設置目的に合った管理運営が行えるような団体を選ぶという視点で、関係職員と学識経験者で構成した。その中の外部委員の質問だが、1名は、長年本市において音楽教育に携わっていて、市内の文化活動の状況に精通している本市の音楽文化の向上に努めてきた学識経験者の方、もう一人は、さまざまなミュージカル作品の舞台監督や技術監督、演出補助等をしていて、

現在も幾つかのミュージカルのプロデュースを手がけている舞台芸術の専門家ということで、それぞれ専門的な立場から意見をもらうために、選考委員として選ばせてもらったものである。

○友成委員 先ほど言ったとおり、4つの施設は、それぞれ固有の施設である。規模も違うし、目的がある。そうすると、職員外の選考委員の外部の人も、そういうことで、4人ぐらい選んでいてもよかったのではないか。今のだと、音楽と舞台とか、そういう関係である。杜のホールとか、そういうこともいえるが、ちょっと今までと違った施設である。杜のホールなんかは、グリーンホールと違って、規模も違うし、ずっと今までの利用団体も使用者も違っているわけだから、そういうのをもっと外部の選考委員に考慮すべきではなかったか。それが先ほど言ったように、行政システム課長に聞いたチェック体制がどうだったのかということを知りたかった。それについては反省はどうか。

○江成文化国際課長 今回の指定管理者導入については、同一日で選考したという中で、選考委員の形態も、そのようなもので進めさせてもらった。今後については、今回の部分をかなり検証して、もろもろについて検討していかなければいけないと考えている。

○友成委員 先ほど加山助役から答弁があったとおり、この文化行政、問われるわけだから、もっと、そういった目で、積極的にやってほしいということを言って終わる。

○阿部委員 指定管理者制度、選考に関しては、総括も含めて、いろいろな意見が出ていたと思うが、やはり、参加した申請団体にしてみれば、透明性とか、客観性とか、選ばれた理由というところに納得がいくかどうか。それから、利用者である市民の皆さんからしてみれば、自分たちの代表が選考に加わっているかどうかとか、そういうところで人心の機微ではないが、感覚として、やはり、まだ納得がいかないような点もあって、答弁の中にも、そういうところもあったようなものが感じられる。選考に関しては、今後に対して、いろいろ課題があるということで取り組んでいくということだった。選ばれた文化財団がこれからやっていくわけだが、事業計画書とかがちゃんと出てきて、内容がきちんとよくなっていく、市民

サービスの向上が図れるものと評価したというふうに、市民会館の部分でもしっかり選考理由に入っていて、必ず今と変わってくるのではないかなというふうな期待を持っている。しかし、市民の皆さんと話をして、その期待する部分、では、どうよくなるんだというものが全然見えてなくて、せっかくこれからいいものになっていくのだと思うが、結局、そこで期待している市民の皆さんが、今までがっかりしてしまった部分があって、また同じではないかというふうに思われてしまうところもあると思う。そういう点で、これからよくなる部分、どんどんPRしていかなければいけないのではないかなと思うが、具体的に、どういうふうに市民サービスの向上が図れるというふうに、市の方で保障していくというか、判断したのか。具体的な内容をお願いします。

○江成文化国際課長 市民サービスがどのように変わっていくのかという質問だが、市民文化財団による市民会館の事業計画の中では、改善項目がかなり挙げられている。そういう中では、受付時間の延長、現行の午後6時を7時にする。それから、職員が勤務している場合には、最長9時まで延長する。すべてを言うわけにはいかないが、施設利用料金の支払い方法の拡大、例えば当日の器具等の利用料金については、利用当日に現金を持ち歩くのは大変だろうから、それは後日払ってもらえればいいのか、そういうようなこと。それから、市民会館のホール利用については、1日利用の場合には割引制度の導入をしたいというような提案をもらっていたり、もろもろ具体的な提案がなされている。それから、市民ニーズの対応についても、市民文化財団職員の事務改善の報告及び提案の奨励に関する要綱というのがあって、それにより、改善委員を配置することや、利用者の意見等を担当者からマネジャー、グループに伝達、共有して、その中で体制をつくり、利用者の声の対応をするというようなことで、改善案が数々述べられている。

○阿部委員 6時までだったのが7時、職員の対応で最長9時になったりとか、利用した器具の支払いが、当日でなければだめだと言っていたところが別の日でもよくなったりとか改善例がたくさん出てくるというのは、それだけでも大きな進歩だと思う。ただ、これが市ではなくて民間の

建物だったら、何を今さらと言われてしまう面も確かにあると思う。では、民間の場合でと考えてしまうと、どうしても、こういう細かいことが出てくるのは当然として、市民の声というか、利用者の方々に素早く対応したりとか、問題点、課題点を事前に自分たちで発見して早急に対応すること、サービスの維持を確保して、自分たちで自立的に施設をよくしていく、サービスを向上していくという視点が必要だと思う。今まで委託の場合は、仕様書という形で決まっていたと思うが、指定管理者制度の中では、性能発注という形で、その中のやり方に関しては、指定管理者のノウハウとか、アイデアとか、企画とかに任せられる部分が出てきていると思うが、その辺で、文化財団と市民会館ではどんな感じの契約になるのか。

○江成文化国際課長 今言ったような改善についても、規則があるので、条例規則を改正しなければならない部分も多数ある。そういった中では、この文化財団の申請書にも、利用者の意見聴取とその反映方法をとということで、方法論が記載してある。そういう中では、市がそれに協議の場を設けて、市民の皆様のサービスがいち早くできるような対応、今言った規則の改正その他の対応をしなければならないというふうに考えているので、その辺は、今後、協定書、それから、具体的な仕様書等を詰めるときに、しっかり協議していきたいと思っている。

○阿部委員 心配しているところは、仕様書で出された案に関しては変わったが、6時で、6時5分だから、もうだめだと言われていたところが、7時5分でだめだと言われてしまったら、結局同じことだと思うので、指定管理者の判断に任せる部分というのを、なるべく信頼関係で大きくしながら、その反面、市の方で、どれだけ指定管理者が最終的な行政サービスの水準を管理していけるかというのが、すごく大きな課題になってくると思うので、1年後には事業報告書が出てきてチェックがあると思うが、常に最終的な責任は市にあるわけだから、特に最初の方は、立ち上がり時には、かえって負担の方が大きくなってしまうこともあるかもしれないが、その辺のフォローをしっかりとってもらえるように要望する。

関連して、綿密に市と指定管理者で一緒になってやっていく面で、今までなかったところがかかり出てくると思うが、そうすると、今まで指定管

理者でなくて委託でやっていたときよりも、市の支出とか、コスト面とか、人的な作業量とかが、結局、以前よりふえてしまったというようなことも考えられないことはないのではないかと思うが、その辺はどんなふうに考えているか。

○野村行政システム課長 指定管理者制度の導入、移行することによって、市の職員等の作業量がどのように変わっていくのかというお尋ねというふうに受け取ったが、基本的には、今回は、それぞれの事業者から、施設の管理運営、それから、実際に行う事業、こういったもの、かなり細かいレベルで提案をもらっている。それを評価した中で、事業者を選考したということである。そういった中では、市のかかわりという部分が、以前の管理委託の制度と比べて、大きく増すとか、手間が非常にふえる、そういうことは基本的には想定していないが、これは決して、市の方の責任が軽くなるとか、そういった意味ではないが、作業、手間等が増すのかということについては、基本的には、そのようなことは想定はしていない。

○阿部委員 この指定管理者制度は、指定管理者の方が、よくしよう、サービスを頑張ろうとすればするほど、市との関係で、市の方の負担というのはふえてくる制度だと思う。そうでないと、サービスも、そこで水準が滞ってしまうのではないかという印象も受けるので、その辺も考慮に入れて、これから、全く行政の方で負担がなければそれでいいのかというと、そういう問題でもないと思うので、その辺も考慮に入れてほしいと要望する。

最後に、11月27日の朝日新聞で、47都道府県と政令指定都市、県庁所在地の都市を合わせて95都市の調査を行って、指定管理者を適用する6,500の施設の選考結果が出たという報道を見た。以前からの管理団体が85%を占めて、民間では8%しか選ばれなかった。NPOや市民団体では1%しかなかった。民間で合わせても1割しかないという現状が報道されていた。また、公募、非公募をどうするという話でも、全体では半々、市に限定すれば、6割以上が非公募にしているというような報道だった。相模原市では、もうちょっと踏み込んで頑張っているのではないかなと思うが、指定管理者制度の制度設計自体が自治体の条例にゆだねられて

いる部分が多くて、国が大枠を示して、詳細は自治体の独自性に期待される分、自治体としては、なるべく今までどおりとか、踏み込まないでいれば、この新聞報道であったように、以前からの管理団体にそのまま任せてしまおうとか、公募しないという形があったと思う。相模原市としては、合併も控えて、これから、ますます50年後、100年後を見据えて大きくなろう、市民サービスを向上させようと頑張っているところだと思うが、その辺で、国の縛りが緩いこの制度、まさしく名前を売るには一番いい制度だし、市民サービスを向上するのにもまたとない機会だと思うが、その辺で、どういうところを考えながら、積極的にこの制度を考えたのか、創意工夫、相模原なりのものがあつたら、1点だけ最後に伺う。

○野村行政システム課長 相模原市独自の指定管理者制度に向けての工夫があつたかというお尋ねだが、まず、1点目を言うと、個々の施設ごとに、指定管理者となり得る団体の範囲は、かなり詳細に検討してきた。具体的には、極力、法の趣旨に沿うよう、民間事業者等が申請しやすい環境制度をつくっていこうと努めたところである。評価はいろいろ分かれると思うが、さっき、新聞報道で、民間事業者への開放がなかなか進まなかったという話があつたが、ちなみに本市では90施設の導入を図ったわけだが、株式会社が39施設、民間の社会福祉法人が6施設、割合で言うと、民間の事業者が51%選考されたという状況もつくれた。

それから、具体的に民間等の事業者が申請しやすいような制度変更とか、そういったものとして取り上げられるものとしては、事前に減免規定の見直しを積極的に行ったこと。それから、事業所税の減免も、他市に比べて、いち早く手をつけて改正したところである。また、ホームページ等で、かなりきめ細かい情報提供に努めてきたり、申請者が手を挙げやすいように、極力、施設の管理運営にかかるこれまでの状況等の情報は積極的に提供してきた。

そのほかでは、特に指定管理者制度に対応した個人情報保護、それから情報公開条例の改正を具体的に行った。このことについては、たまたまきょう持っているが、こういう指定管理者制度のハンドブックで、全国的にも紹介されて評価されているという、そういった部分の先進的な取り組み

はしてきたと考えている。

○阿部委員 取り組みの内容、よくわかった。ただ、選考の過程でたくさんの意見が出ているように、まだまだ改善していく余地はたくさんあるし、踏み込む余地もたくさんあると思うので、地方主権、地方分権ということで、国から試されているような面もあると思うので、より踏み込んだ改善の方策を見つけて推進していったほしいと思う。

○大上委員 私の方からは、総括でもいろいろ出ているので、多少重複する部分もあるかと思うが、聞きたいと思う。

今回の指定管理者制度で、多くの事業所が取得しているわけだが、一般市民の方から見ると、この建物の指定管理者はどこになったかということが非常にわかりづらい部分もあるので、看板の設置とか、職員の身分証明のネームプレート、こういうものが必要ではないかと思うが、この辺についてはどのように考えているか。

○野村行政システム課長 現行の管理委託制度の中でも、基本的に、施設で働いている職員については、自分の身分等を明らかにする意味で、名札をつけている。指定管理者制度に移行した後も、同様に施設管理者としての身分等を明らかにする意味で、名札等は着用すべきものとして指導等はしていきたいと考えている。看板等の設置については、今後の検討ということで、今、具体的に共通の考え方というのが、まだ、実は整理はできていない。

○大上委員 個人情報の保護ということも言われているわけだが、一般に、市が建てて、事業者が違うということは、よほど詳しい市民でないとわからない部分もあるし、市民は、市の建物だと、やはり、そこに働いている人は市の職員だと思ってしまう場合が多いので、自分の年金のことを相談して、逆に個人情報が漏れてしまうみたいなことがあるから、そういう部分で聞いたわけである。

また、総括の中でアンケートをとるという話があったが、市民の使い勝手ということで、市民の意見箱みたいなものを建物ごとに常時設置しておくということも大事かと思うが、この点については、要望という形で言うておく。

また、今回、なぜ多くの施設において3年間にしたかということで、総括でもるる議論があったわけだが、私は、5年にしてやれば、応募側にももっと魅力が出たのではないかということで、雇用の面とかという形で、そういう論理もあろうかと思うが、この点については、確認の意味でもう1回聞きたい。

○野村行政システム課長 指定期間についてのお尋ねだが、今回の指定管理者制度導入は、本格的な初の体験ということで、そうした意味では、制度の導入後できるだけ早い時期に、導入結果、そこで行われている施設の管理運営状況、サービスレベルがどうなったか、こういったものを検証して、次の指定管理者制度の改めでの選考につなげたいという考えが基本だった。確かに、長期で期間をとった方が、応募する事業者にとっては、いろいろな意味でメリットも多いかと考えるが、基本的には、できるだけ早い時期に、もう一度全体を見直したいという考え方を持った中で、3年という期間を設定したものである。

○大上委員 報道の部分でも、指定管理者全体として、当初、市内の応募が少ないと言われていたわけだが、結果として、市内、市外で分けた場合は、どのような状況だったのか。

○野村行政システム課長 出資法人等を含めて全体の57%、これは市内が60団体、市外が45団体という内訳である。それから、民間の事業者限定すると、46%が市内の団体であったという状況である。

○大上委員 文化財団がグリーンホール、南市民ホール、杜のホール、市民会館、結果として4つの施設を管理する形になったわけだが、それぞれの施設の状況は違いがあり、また、自主事業の部分と、貸し館その他の施設利用の部分における事業量とか、また、利用料、入場料収入についてどのような実態なのか、出ていけば聞く。

○江成文化国際課長 4施設の施設別利用状況のお尋ねだが、文化会館の大ホールについては、文化財団が16年度、27件利用している。これは割合で言うと12.7%。他のものについては、いわゆる催し物をする興行団体が55件で25.8%、幼稚園、学校等が21.1%というような状況で、その他もろもろがある。

次に、多目的ホールだが、文化財団の利用が28件で、これも12.5%。利用状況としては、音楽、舞踊教室等の発表が28.1%、事業所で使う部分が23.2%というような順になっている。

市民会館のホールについては、文化財団の使用が3件で1.9%である。幼稚園、学校等の発表で使った部分が40件あって、25.8%。指導育成団体ということで団体が使った部分が35件で22.6%。音楽、舞踊教室等が31件で20%というような順になっている。

次に、南市民ホールだが、ここでは文化財団の事業が少なく1件。パーセンテージにすると0.4%である。音楽、舞踊教室が一番多くて80件、33.8%。それから、演奏、演劇団体、鑑賞団体が26.5%というような順になっている。

次に、杜のホールはしもとは、文化財団が28件催し物をして、13.1%。演奏、演劇団体、鑑賞団体が59で27.7%。それから、音楽、舞踊教室が34件で16.0%というような順になっている。

同じく、杜のホールの多目的ホールだが、文化財団が19件で6.9%。一番多かったのが演奏、演劇団体、鑑賞団体の96件で34.8%。音楽、舞踊教室が49件で17.8%というような順が主な利用である。

そういう中で、利用料金収入がどうかということだが、市民会館は16年度で3,593万、文化会館は1億1,900万、概算だが、そういうことになっている。南市民ホールは1,247万、杜のホールは4,967万の利用収入があった。

○大上委員 今聞いた数字については、後でまたちょっと、いろいろな部分で聞きたい点がある。

他都市においては、直営事業という形もあろうかと思うが、実力とか人気のある、若手に人気のある歌手とか芸術家を呼んで、どんどん興行を打って、市民に好評を博しているところもあるわけだが、本市は、文化財団という形の中で、大変堅実で格調の高い企画を現在やってきたと思うが、このことについて、市民からいろいろな声も聞いているかと思うが、文化財団として、今の方向性で行くのか、何か検討していることがあったら聞きたいと思う。

○江成文化国際課長 今回の事業提案の中でいろいろされている中には、話題性のある大規模な演劇、舞踏公演や軽音楽コンサートを誘致し、バラエティーに富んだ事業を継続するというようなことでうたわれている部分もある。そういう中で、おおよそのところは、事業提案としては、現在の事業の方針を継承している部分が大半である。今、割と堅実で格調の高いものが多いというような意見だったが、14年度に行った市政に関する世論調査結果の中で、今後行ってみたい公演は、オーケストラ、ミュージカル、演劇などどうかという中には、オーケストラに行ってみいたい方が36.0%、演劇に行ってみいたい37.1%、この辺が上位を占めている。今後については、そういう中で、指定管理者となった財団も、市民意見の聴取に努めるよう、協議の中に、その辺もしっかり加えたいというふうに思っている。

○大上委員 私も、今後、せっかく文化財団として、4つの施設、管理する形になったわけだが、南市民ホールも含めて、芸術文化をもっと積極的に誘致するような興行というか、そういう統括した運営という形がとれば、全体的なレベルアップがまた図れるのではないかというふうに考えている。また、本当の指定管理のあり方のだいご味というのは、その辺にあるような気がするが、個々の施設についても、全く同じようなことがいえると思う。

次に、市のバランスシートを考えたときに、もっと施設を活用していく必要があるのかなという形で、16年度の決算でいくと、市民会館22億4,700万で取得して、実際、残存価値12億6,600万、杜のホール23億2,900万で19億1,600万、グリーンホール75億9,900万で27億3,500万、南市民ホールはちょっと不明だったが、このことを考えない運営はないと思う。市民会館も、平成何年だったか、11億円ぐらいかけて空調の設備も大規模に改修していると思うが、指定管理という中で、どの施設についても、やはり、ローリングコストというか、長期ビジョンを入れた視点というのは非常に重要だと思うが、このことについてはどのように考えているか。

○野村行政システム課長 具体的に、今、文化会館関係での費用等を

例示してお尋ねがあったが、現在、市として、こういったコスト、そこに投資された費用を考慮して、施設管理運営はどのようにあるべきかという、そういう意味での統一的な制度設計は、現在は整備がされていない。

一方で、コストパフォーマンスという視点では、設置した施設を最大限に活用してもらって活性化を図ることが非常に肝要なことではあるが、ともすると、これまでは直営、管理委託の中では、なかなかその辺が視点として重要視されていなかったとも感じているところである。今回の指定管理者の導入を機に、今お尋ねがあったような投資された経費、そういったものに施設としてどうこたえていくのか、また、施設の活性化を図るという意味で、直営化、直営の施設、こういったものも含めて取り組んでいくべきことだというふうに考えている。

○大上委員 文化財団の16年度決算だったか、役員報酬という部分があるが、この中身についてはどのような中身か聞く。

○江成文化国際課長 決算の中の役員報酬だが、これは相模原市文化財団の常勤役員、常務という役職だが、その方の報酬と、それから、財団の事業執行に必要な会議に出席した役員の費用弁償にかかわる条例と同じような報酬を設定した報酬額の合計である。

○大上委員 わかった。

あと、文化財団のバランスシートの中で、流動資産という形の中で、未収金というのがたしか200万近くあるが、この内容はどのような部分なのか。

○江成文化国際課長 3月31日現在の未収金として計上されているものだと思う。それについてはチケット収入が主なもので、3月31日までに売り上げたものに対して、チケット会社を経由して入りとして入ってくるので、まだ、その時点では収入になっていない、未回収だというような状況で、そこに記載されているものである。

○大上委員 こういう外郭団体は出納閉鎖期間がないということで、そういう形になるのかと思うが、では、これは毎年そういう形で出てくるということか。

○江成文化国際課長 そういうことである。それらのものについては、

後日、回収されている。

○大上委員 わかった。

4つの施設の中で、特に南市民ホールが事業收入的に非常に少ないわけだが、私は、ここについては、いす席が400に対して、駐車場があの場所では非常に足りないということが大きなネックになっていると思う。特に夜などは、あそこには公民館も併設しているし、今、南保健福祉センターができた関係で、2階、3階があちらに移ったりしている部分では、またこれから公民館が拡張された中では、多くの人が利用すると思うので、昼間は結構、県の高相合同庁舎等の利用とかでかなり省けると思うが、夜についても、ぜひ、県の高相合同庁舎の駐車場、今、貸し館業をやっていないということだが、南市民ホールの活性化を図るためには、あそこをぜひ、100台近くとまれるところが夜あいているわけだから、南市民ホールのところにもガードマンがいるし、10時に施錠するなら10時に施錠するということで、高相合同庁舎と連携しながらやっていけば、あそこは、ガードマンが立っていて、ただ、車をこうしてやっているだけで、何にもしていないような感じがするので、その辺の利用勝手をよくしていけば、この南市民ホールの収益事業はもっと上がってくるのではないかというふうに思うが、この辺は要望させてもらう。

また、もう1点は、セキュリティー体制ということが、指定管理者の中では総括の中で余り出ていなかったと思うが、特に南市民ホールの管理は出張所長になっているが、確かに昼間はいるからいいが、夜になると、いないわけである。そうすると、私なんかが時々行って、ホールの方の長いすにホームレスが寝ていたりとか、食事していたりとか、そういうことで、あるとき、市民の人から、あのいすにノミがいると言われたことがあるが、そういう部分で、ホームレスなら危険はないと思うが、セキュリティー体制ということでは、やはり、市の職員ならば、ある程度いろいろなことで目につくところがあるが、指定管理者ということで、自分たちのことだけになってくると、そういう点が非常に欠落してくるのかなということで、その辺についても、これから、いろいろな部分で検討していったらどうかと思う。

○山岸委員 意見を一つだけ言っておきたいと思うが、法改正を受けて、大変先進的に、いい取り組みをしてきたというように私は評価している。だけど、きょうのこの指定管理者の議論を聞いていて、皆さんの自信のほどが伝わってこない。それは、制度そのものが初めての取り組みだから、暗中模索の面もあって、自信のなさにつながっているのかなと思うが、やはり、提案するときには、正々堂々と、自信を持って提案してもらわないと、提案する矢先から反省なんて言っていたのでは、何でもっと早くに反省しなかったということになるから、そういうことでなくて、きょうの議論は市民の声として十分受けてもらって、それで次の機会に生かす、このことがやはり反省点であって、提案するときには胸を張って、さっきの冊子なんか、立派なものだ。ああいうのを県下に先駆けてつくって、こうやっているという自信をやはりここで披瀝するということは、市民の皆さんに伝えているということと同じなのだから。どうも、ちょこちょこ答弁していて、本当に皆さんの今までやってきた自信に満ちたことが表現されていない。それではいけない。提案するときには自信を持って、反省点は十分受けて、次の機会に反省をするということで、これからスタートするところだから、そんな自信では困る。もっとしっかりとした自信を持って、この事業を推進してほしい。これは意見である。

○菅野委員 いろいろな意見がある。指定管理者の制度そのものが今回初めて導入されるということだから、総論的な問題は皆さんいろいろ議論されたが、私は率直に、今、自信を持ってという話もあったが、この総務に出されている指定管理の団体の施設というところで見れば、私は、文化財団が指定を受けたということについてはよかったと一定の評価はしている。ただ、それはまた見方によれば、ほかに、いわゆる民間の団体というか指定を、申し込みをしたが申請しなかったところも含めて、余り魅力がなかったのかという、その両側面が、いわば見られるのではないかというふうにも思う。正直言って、相模原というのは、そんなに文化が豊かな市ではなかったわけである。それが、市民会館しかなかったのに、文化ホールができたり、いろいろなことをしながら今日まで来た。そして、文化財団をつくって、本当に格調高いという話もあったが、やはり、そういう

事業も繰り広げてきたというところで、今回、文化財団が指定を受けたというところを、やはり、それこそ自信を持って、さらに進めてほしいというふうに私は思っているが、そういう点で、今回の指定でここが受けたということについて、どう評価しているか。

○江成文化国際課長 選考委員の方々から、いろいろな意見をもらう中でも、今回、文化財団の提案については、改善案等も含めて、非常に質の高い提案がなされている。それについては、ここで、財団設立からかなり年数がたっている中で、熱意を感じるというような感想も聞かれて、それから、事業改善、前向きさについて評価をされたわけである。民間事業者に関しては、なかなか相模原の状況そのもの、それから、ホールのあり方そのものの理解が十分でなかった点で、今回は、芸術文化というようなくくりの中でのホール運営を求めた相模原市への答えとしては、文化財団に勝るものがなかったということで、今後３年間についても、文化財団の運営をきちんと、それから、市民サービスも、ここに書かれている改善案を含めて、市と協議の上、実行に移していきたいというふうに思っている。

○菅野委員 なかなか答えにくい質問をしてしまって申しわけないと思うが、ただ、この指定管理の制度そのものについても、それから、今大きな問題になっている姉齒設計事務所の問題や何かを含めて、地方自治体のあり方そのものが、今、逆に揺れ戻されている部分も、正直言ってあると思う。そういう点で、今回の指定管理の総務委員会の部分のところでは、私はそういう評価をしているが、公の施設であるということには変わりはないし、その責任は、逆にこの制度を導入することによって、公の団体の責任が重くなるという部分もあると思う。そういう点では、この３年間というものをしっかりと見据えて、次のところにつなげてほしいということ意見を意見として述べておく。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

市民会館にかかわる議案第 2 1 6 号指定管理者の指定については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 2 1 6 号は可決すべきものであると決した。

南市民ホールにかかわる議案第 2 1 7 号指定管理者の指定については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 2 1 7 号は可決すべきものであると決した。

文化会館にかかわる議案第 2 1 8 号指定管理者の指定については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 2 1 8 号は可決すべきものであると決した。

杜のホールにかかわる議案第 2 1 9 号指定管理者の指定については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 2 1 9 号は可決すべきものであると決した。

男女共同参画推進センターにかかわる議案第 2 2 0 号指定管理者の指定については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 2 2 0 号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午後 3 時 0 8 分 休憩

午後 3 時 2 0 分 再開

○沼倉委員長 再開する。



議案第 2 5 2 号 平成 1 7 年度相模原市一般会計補正予算（第 5 号・所管部分）

議案第 2 5 5 号 平成 1 7 年度相模原市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

○沼倉委員長 議案第 2 5 2 号平成 1 7 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分、議案第 2 5 5 号平成 1 7 年度相模原市老人保健医療事業特別会計補正予算、以上 2 件は関連があるので、一括議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔山中財務部長、大貫企画部長、馬場総務部長、石井選挙管理委員会事務局長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○大上委員 歳出の部分で、総務費総務管理費の広報費の部分で 1 点だけ聞く。広報さがみはら合併記念事業ということで出ているが、この間、私も行ってきたが、町では A 4 で全部やっていて、相模湖町が 1 6 ページ版で、津久井町 2 2 ページ版という形でやっている。今後、合併で、今は町民だが、向こうへの周知とか、今、何かやられていることはあるのか。

○白井広聴広報課長 現在、2 町の広報については 1 日と 1 5 日に発行されている。合併前の最終の広報については 3 月 1 日号を予定していると聞いている。この 3 月 1 日号に新市の広報が、今までは A 4 版で、市の広報はタブロイド版なので、この変更についてのお知らせをしたい。現在、各町の 1 日号については自治会を経由して配布している。新市の広報になると新聞折り込みになるので、この辺についてもあわせてお知らせをしていきたい。

加えて、合併協議会においても、2 月ごろ 2 町の皆様向けに暮らしのガイドブックを発行すると聞いている。このガイドの中でも、広報のお知らせ等の様式等の変更について、あわせてお知らせをしていきたい。

○大上委員 合併関係のお知らせをタブロイド版で広報しているので、ある程度はなれていると思うが、その点についてまたよろしくお願いします。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって一般会計補正予算の本委員会所管部分、老人保健医療事業特別会計補正予算の質疑を終結する。

これより討論を行う。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第２５２号平成１７年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第２５２号は可決すべきものであると決した。

議案第２５５号平成１７年度相模原市老人保健医療事業特別会計補正予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第２５５号は可決すべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、一任願う。

以上をもって総務委員会を閉会する。

午後３時３３分 閉会